

遊佐町告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第521回遊佐町議会定例会を平成29年9月5日遊佐町役場に招集する。

平成29年8月9日

遊佐町長 時田 博機

## 第521回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成29年9月5日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番 齋 藤 武 君 2番 松 永 裕 美 君

|      |   |   |   |   |   |      |      |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|------|------|---|---|---|---|---|
| 3 番  | 菅 | 原 | 和 | 幸 | 君 | 4 番  | 筒    | 井 | 義 | 昭 | 君 |   |
| 5 番  | 土 | 門 | 勝 | 子 | 君 | 6 番  | 赤    | 塚 | 英 | 一 | 君 |   |
| 7 番  | 阿 | 部 | 満 | 吉 | 君 | 8 番  | 佐    | 藤 | 智 | 則 | 君 |   |
| 9 番  | 高 | 橋 | 冠 | 治 | 君 | 10 番 | 土    | 門 | 治 | 明 | 君 |   |
| 11 番 | 斎 | 藤 | 弥 | 志 | 夫 | 君    | 12 番 | 堀 |   | 満 | 弥 | 君 |

欠席議員      なし

☆

#### 説明のため出席した者職氏名

|         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町       | 長 | 時 | 田 | 博 | 機 | 君 | 副 | 町 | 長 | 本 | 宮 | 茂 | 樹 | 君 |
| 総務課長    | 池 | 田 | 与 | 四 | 也 | 君 | 企 | 画 | 課 | 長 | 堀 |   | 修 | 君 |
| 産業課長    | 佐 | 藤 | 廉 | 造 | 君 | 地 | 域 | 生 | 活 | 課 | 長 | 川 | 俣 | 雄 |
| 健康福祉課長  | 高 | 橋 |   | 務 | 君 | 町 | 民 | 課 | 長 | 中 | 川 | 三 | 彦 | 君 |
| 会計管理者   | 高 | 橋 | 晃 | 弘 | 君 | 教 | 育 | 委 | 員 | 長 | 渡 | 邊 | 宗 | 谷 |
| 教 育 長   | 那 | 須 | 栄 | 一 | 君 | 教 | 育 | 委 | 員 | 長 | 佐 | 藤 | 啓 | 之 |
| 農業委員会会長 | 佐 | 藤 |   | 充 | 君 | 教 | 育 | 委 | 員 | 長 | 佐 | 藤 | 正 | 喜 |
| 代表監査委員  | 金 | 野 | 周 | 悦 | 君 | 教 | 育 | 委 | 員 | 長 |   |   |   |   |

☆

#### 出席した事務局職員

局 長    富 樫 博 樹      議事係長    鳥 海 広 行      書 記    高 橋 和 則

☆

#### 本 会 議

議 長（堀 満弥君）      おはようございます。ただいまより第521回遊佐町議会9月定例会を開会いたします。上衣は自由にしてください。

（午前10時）

議 長（堀 満弥君）      本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、報告します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、９番、高橋冠治議員、10番、土門治明議員を指名いたします。

日程第２、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、土門治明委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、土門治明委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（土門治明君） おはようございます。

第521回遊佐町議会定例会の運営について、去る８月16日及び８月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日９月５日から９月15日までの11日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。その後一般質問を行い、４人を予定しております。

第２日目の９月６日は、前日に引き続き一般質問を行い、５人を予定しております。続いて、平成29年度各会計補正予算６件及び事件案件１件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成して審査を付託いたします。

第３日目の９月７日は、終日各常任委員会を行います。

第４日目の９月８日は、補正予算審査特別委員会をおおむね午後３時ごろまで行い、その後本会議を開催し、事件案件１件の審議及び採決、平成29年度補正予算審査結果報告及び採決を行います。続いて、平成28年度各会計歳入歳出決算８件を上程し、決算審査については恒例により決算審査特別委員会を構成し審査を付託します。

第５日目の９月９日、第６日目の９月10日は、週休日のため休会といたします。

第７日目の９月11日は、終日各常任委員会を開きます。

第８日目の９月12日も終日各常任委員会を開きます。

第９日目の９月13日は、議案調査等のため休会といたします。

第10日目の９月14日は、終日決算審査特別委員会を開きます。

第11日目の９月15日は、前日に引き続き決算審査特別委員会をおおむね午後３時ごろまで行い、審査を終了したいと思っております。その後本会議を開会し、平成28年度各会計の決算審査結果報告及び採決、人事案件４件の審議及び採決、発議案件１件の審議及び採決を行い、終了次第第521回定例会を閉会したいと思っております。

議員各位のご協力をお願いいたします。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日９月５日より９月15日までの11日間としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

#### 議長報告

1．財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より報告があった。

（1）平成29年8月15日付

・平成28年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率

- |            |         |
|------------|---------|
| ① 実質赤字比率   | 黒字のためなし |
| ② 連結実質赤字比率 | 黒字のためなし |
| ③ 実質公債費比率  | 8.0%    |
| ④ 将来負担比率   | 50.1%   |
| ⑤ 資金不足比率   | 黒字のためなし |

2．系統議長会について

#### ☆山形県町村議会議長会臨時総会

1．期　　日　　平成29年6月12日（月）～13日（火）

2．場　　所　　中　　山　　町

3．案　　件

#### 議　　事

（1）報告第2号　議長の移動

（2）報告第3号　役員の選任

（3）報告第4号　会務報告

（4）議案第4号　平成28年度山形県町村議会議長会収入支出決算

収入総額　　43,446,019円

支出総額　　41,052,117円

差引額　　2,393,902円

（5）議案第5号　各地方提出議題

（　庄内地方　）

- ・日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について
- ・一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について
- ・主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について

（　村山地方　）

- ・「全国森林環境・水源税」の創設による森林資源の保全について
- ・複式学級の学級編成基準の緩和について
- ・村山地方における国道・県道等道路網の整備促進について

（　置賜地方　）

- ・ 置賜地域における主要道路網の整備促進について
- ・ 地域医療の中核となる自治体病院に対する支援について

( 最上地方 )

- ・ 高速道路網の整備促進について
- ・ 国道の整備促進について

☆ 庄内・置賜両地方町村議会議長会合同研修会

- 1 . 期 日 平成29年 7 月19日 ( 水 ) ~ 20日 ( 木 )
- 2 . 場 所 庄 内 町
- 3 . 内 容
  - 課題研修
    - ・ 演題「風力発電ほか再生可能エネルギーの推進について」
    - ・ 講師 庄内町 商工観光課 専門員 阿部金彦
  - 意見交換
    - ・ 議会活性化の取り組み状況について
  - 視察研修
    - ・ 八幡スポーツ公園
    - ・ 新産業創造館「クラッセ」

次に、組合議会報告を行います。

初めに、庄内広域行政組合議会について小職より行います。

組合議会報告

平成29年 8 月22日

遊 佐 町 議 会  
議 長 堀 満 弥 殿

庄 内 広 域 行 政 組 合  
議 員 堀 満 弥

#### 組 合 議 会 報 告 に つ い て

組合議会が開催されましたので、次のとおり報告します。

#### 記

- 1 . 招集日時 平成29年 8 月22日 ( 火 ) 午後 3 時30分
- 2 . 場 所 鶴 岡 市
- 3 . 付議案件
  - ( 1 ) 報第 1 号 平成28年度公営企業の資金不足比率の報告について
  - ( 2 ) 認第 1 号 平成28年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
 

|          |             |
|----------|-------------|
| 収入済額     | 21,152,487円 |
| 支出済額     | 14,651,229円 |
| 歳入歳出差引残額 | 6,501,258円  |
  - ( 3 ) 認第 2 号 平成28年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

収入済額 107,331,564円

支出済額 107,331,564円

歳入歳出差引残額 0円

( 4 ) 認第 3 号 平成28年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 157,461,097円

支出済額 136,950,955円

歳入歳出差引残額 20,510,142円

( 5 ) 認第 4 号 平成28年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

定について

収入済額 848,712,377円

支出済額 816,521,709円

歳入歳出差引残額 32,190,668円

4 . 審議の結果

( 2 ) ~ ( 5 ) 原 案 認 定

次に、酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して11番、斎藤弥志夫議員より報告願います。

11番、斎藤弥志夫議員、登壇願います。

1 1 番 ( 斎藤弥志夫君 ) おはようございます。

組合議会報告

平成29年 8 月30日

遊 佐 町 議 会

議 長 堀 満 弥 殿

酒田地区広域行政組合

議 員 斎 藤 弥志夫

議 員 佐 藤 智 則

組 合 議 会 報 告

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

☆ 6 月臨時会

1 . 招集日時 平成29年 6 月30日 ( 金 ) 午前10時

2 . 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3 . 付議案件

( 1 ) 報第 1 号 平成28年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

事業名 消防庁舎整備事業

翌年度繰越額 121,072,000円

( 2 ) 報第 2 号 専決事項の報告について

専第 1 号 損害賠償の額の決定について

損害賠償額 11,340円

( ショベルローダーの作業中の事故 )

( 3 ) 報第 3 号 専決事項の報告について

専第 2 号 損害賠償の額の決定について

損害賠償額 155,468円

( 公用車運転中の事故 )

( 4 ) 報第 4 号 専決事項の報告について

専第 3 号 損害賠償の額の決定について

損害賠償額 75,600円

( 公用車運転中の事故 )

( 5 ) 議第 9 号 請負契約の締結について

契 約 の 目 的 消防署遊佐分署改築工事

契 約 の 金 額 286,200,000円

契約の相手方 土門建設株式会社

代表取締役 土 門 義 一

( 6 ) 議第10号 物品の取得について

取 得 の 目 的 車両の更新

取 得 物 品 はしご付き消防ポンプ自動車 1 台

取 得 の 金 額 216,000,000円

取得の相手方 株式会社モリタ 仙台支店

支店長 伊 藤 晶 広

( 7 ) 議第11号 物品の取得について

取 得 の 目 的 車両の更新

取 得 物 品 消防ポンプ自動車 1 台

取 得 の 金 額 49,680,000円

取得の相手方 有限会社本間商会

代表取締役 本 間 勝 見

4 . 審議の結果

( 1 ) ~ ( 4 ) 原 案 承 認

( 5 ) ~ ( 7 ) 原 案 可 決

☆ 8 月定例会

1 . 招集日時 平成29年 8 月30日 ( 水 ) 午後 1 時30分

2 . 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3 . 付議事件

( 1 ) 認第 1 号 平成28年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について

収入済額 3,850,885,029円  
支出済額 3,670,277,752円  
歳入歳出差引残額 180,607,277円

( 2 ) 議第12号 平成29年度酒田地区広域行政組合会計補正予算 ( 第 1 号 )

補正前の額 3,357,467千円  
補 正 額 59,755千円  
補正後の額 3,417,222千円

( 3 ) 議第13号 平成29年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について

変更前の額 2,985,554千円  
変 更 額 △ 11,847千円  
変更後の額 2,973,707千円

( 4 ) 議第14号 酒田地区広域行政組合職員の不祥事に係る第三者委員会設置条例の制定について

4 . 審議の結果

- ( 1 ) 原 案 認 定  
( 2 ) ~ ( 4 ) 原 案 可 決

以上であります。

議 長 ( 堀 満弥君 ) 続いて、一般行政報告について本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長 ( 本宮茂樹君 ) おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

平成29年 9 月 5 日。

1、行政事務事業の外部評価について。8年目となる行政事務事業の外部評価に係る各課ヒアリングを7月12日、13日に行い、8月28日に報告書を取りまとめました。

2、県議会議員と語る会について。8月8日、生涯学習センターにおいて県議会議員と語る会を開催し、酒田市飽海郡区選出の県議会議員5名の出席をいただきました。町内各団体の代表者から多くの発言があり、活発な意見交換を行いました。

3、公害等調整委員会の審理手続への参加について。臂曲地区における新たな岩石採取計画に対し、山形県が下した不認可処分を取り消すことなどを求め、2月20日付で川越工業株式会社が公害等調整委員会へ裁定申請しました。これに対し町は、山形県からの要請により同委員会での審理手続への参加を決め、10月3日の第3回審理期日に臨むこととしております。

4、きらきら遊佐マイタウン事業について。5月の事業選定審査会以降追加募集を行い、部落公民館の改修等5件の申請があり、審査の結果4件が対象事業として採択されました。今年度合計で7件の事業を採択しております。

5、遊佐町まちづくり協議会連合会事業について。6月29日、各まちづくり協議会の会長外17名が酒田市南遊佐コミュニティセンターに赴き、南遊佐コミュニティ振興会のまちづくり事業の取り組みを視察しました。また、7月21日には、各まちづくり協議会の会長、事務局員と地域担当職員を対象に協働のまち



づくり研修会を開催しました。講師に広島県福山市立大学の前山総一郎教授を迎え、コミュニティビジネスを実践していくに当たっての課題等について先進事例を交えて講話をいただきました。

6、ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）について。8月29日現在1万3,274件1億4,284万8,224円となり、前年同時期3,689件4,231万5,000円を大きく超える件数・金額となりました。魅力ある返礼品の充実に努めるとともに、情報発信手段の強化策として掲載サイトの増設に向けた準備を進めているところでもあります。また、6月30日から開始した猫の不妊・去勢支援のためのクラウドファンディングによる寄附については、目標金額の100万円に対して81件95万2,000円の寄附をいただいているところでもあります。

7、でっけど2017の開催について。まちづくり町民提案制度から生まれた三十路成人式「でっけど」は8年目となり、8月12日に対象者59名が出席して盛大に開催され、遊佐町とのつながりを再認識していただきました。今後も町内外におけるさまざまな分野での遊佐町出身者の活躍が期待されます。

8、鳥海山の誘客推進について。遊佐鳥海観光協会が主管し、遊佐町鳥海山観光ガイド協会の協力で鳥海山高山植物観察山行を開催しておりますが、7月1日の御浜コースは28名、7月22日の山頂コースは34名、そして8月11日の山の日には大平口から御浜・千畳ヶ原を経由して湯の台口へおける縦走コースを企画し、35名が参加しました。7月8日の鳥海山大物忌神社の遷座祭や鳥海山・飛島ジオパークの認定効果で例年より参加者が増加となりました。また、環鳥海の自治体等で構成する鳥海国定公園観光開発協議会では、鳥海山の遷座祭を記念したご朱印帳を製作し、環鳥海エリアでのご朱印めぐりを企画するなど新たな誘客に努めております。

9、夏期観光事業について。6月下旬からの牛渡川の梅花藻や丸池様の美しく神秘的な様子、釜磯海岸の海底湧水は多くのメディアで紹介され、連日多くの観光客でにぎわいました。また、遊佐町観光イベント実行委員会が主催する「ゆざ町夕日まつり」は、7月22日の夕日コンサートは雨天により「ふれんどりい」の開催となりましたが、7月29日の遊佐町民花火大会は好天に恵まれ、例年以上に多くの観客を集め、盛大に開催されました。7月に悪天候が多かったため、海水浴場の入り込み数は昨年よりやや減少したものの、8月は比較的好天となり、多くの方が遊佐町の花・山・キャンプなど自然のレジャーを楽しみました。

10、鳥海山シー・トゥ・サミット2017。8月26日、27日に第7回鳥海山シー・トゥ・サミットが開催されました。26日の飛島から吹浦港までカヤックで日本海を横断するイベントは、残念ながら海の状況を判断し中止になりましたが、27日の本大会は晴天となり、124名の参加者が鳥海山のすばらしい景色を楽しみながら山頂へ挑みました。また、26日の開会式、27日の出発式には、吉村山形県知事も参加し、選手を激励するとともに、関係者との交流を深めました。

11、定住促進施策について。（1）、6月30日、遊佐町ＩＪＵターン促進協議会による移住者と町民の交流会「ゆざ、まち、暮らしを語ろう」を開催しました。8名が参加し、移住された方々から遊佐町を選んだきっかけや理由などを直接お聞きし、どのように移住者をお迎えすればよいのか、地域ができることはどんなことかなどを考えさせられた会になりました。移住者の方々を自然体で受け入れられる地域になるよう定期的に交流会を開催し、双方への支援をしてまいります。

（2）、7月23日、東京有楽町で開催された東北ＵＩターン大相談会に参加し、10組の移住希望者からの相談を受けました。そのうち1人は、8月中旬から4日間遊佐を訪れ、空き家バンクの内覧や新規就農

相談のほか、集落の夏祭りに参加して町民との交流を図るなど遊佐町の暮らしを体験しました。今後は、移住に向けた支援を行ってまいります。

( 3 )、生活クラブ連合会組合員を対象とした「庄内交流会後のオプションツアー」には3名、「やまがたハッピーライフカフェ」には2組の相談があり、遊佐町と庄内地方のPRを行いました。今後も継続した情報提供を行ってまいります。

( 4 )、昨年度に続きUターン促進事業である「遊佐町の牡蠣を味わう会」が8月4日に東京銀座ヤマガタサンデンドロで開催され、30人の遊佐出身者とその友人の皆さん、Uターン希望者の参加がありました。都会に住む遊佐町出身者に遊佐町を再発見してもらい、首都圏の友人に遊佐をPRし、あわせて遊佐町へのUターンを考えるきっかけをつくることを目的としています。今回は、Uターン希望者の若者の参加があり、遊佐町出身者には大いに刺激になったようです。これからも定期的開催し、交流人口の拡大とUターン促進に結びつくよう努めてまいります。

( 5 )、8月6日から8日に予定していたNPOいなか暮らし遊佐応援団による宿泊体験ツアー「2017 夏 遊佐移住体験」は、問い合わせが1件、申込者がゼロ人でした。これまではお子さん連れなどで人気だった夏ツアーですが、翌週がお盆の休暇と重なったため問い合わせがなかったものと分析しています。今後は、全国の自治体が移住体験ツアーを企画している状況から、明確に移住を検討されている方々への個人個人に合わせた新たな支援も検討してまいります。

( 6 )、集落支援員、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団、地域おこし協力隊との調整会議を毎月開催し、平成29年度の移住希望者17組の相談対応を行いました。うち空き家バンク等の成約は3件ですが、交渉中が4件、移住者予定数は24人となっています。平成29年度の目標60人に向け各施策に取り組んでまいります。

12、遊佐町若者交流事業について。( 1 )、4年目となるふるさと遊佐同窓会開催支援事業は、1回の開催で25名が参加しました。年末年始での同窓会開催の促進のため、町内の飲食店などに再度チラシを配布するなど進めていきます。

( 2 )、婚活イベントとしては、昨年度に引き続き7月29日の町民花火大会時に「浴衣って、やっぱり可愛い。」という名称でイベントの募集を行いました。昨年度の反省から町内や酒田市等近隣市町からの参加者をメインに周知を行いましたが、男性1名のみの応募であったため中止となりました。

( 3 )、8月11日、鳥海山の登山婚活「山恋 in 鳥海山」を開催、遊佐町・酒田市に住む男性4名、女性2名が参加し、鳥海山からのすばらしい眺望を楽しむことができました。今後につながることを期待されます。反省として、同一イベントの2年続けての開催は参加者が激減することがわかってきました。遊佐町近隣の若者が参加しやすいイベントづくりを目指して若者交流事業を実行委員会を中心に工夫していきます。

13、空き家再生地域おこし事業について。5月より定住促進係に地域おこし協力隊が配属され、「空き家再生地域おこし事業」をスタートしました。7月9日には、「第0回空き家ばなしをしよう会」というワークショップを開催しました。遊佐町在住者・出身者・移住者7名が遊佐町にどんな店や施設、サービスが欲しいか意見を出し合いました。高校生や親子をターゲットとするカフェや特産である米を生かした店、短期間のチャレンジショップやギャラリーなどさまざまなアイデアが出されました。これらの意見を

今後の事業に生かしてまいります。8月26日からは、D I Y ( D o I t Y o u r s e l f = 自身でやるの意味 ) の初心者向け講座「はじめましてD I Y」を行っています。古民家の一室を天井から壁、床まで自分たちの手でリフォームする講座です。7名の申し込みがあり、20から70代までの幅広い世代の方々が参加しています。参加者同士の友好も進んでおり、今後は冬に控える本事業での「店舗D I Y」への参加を呼びかけてまいります。

14、園芸大国やまがた産地育成支援事業(県単)について。平成29年度園芸大国やまがた産地育成支援事業(県単)に申請しておりました事業主体「遊佐パブリカ第三組合」のパイプハウス3棟1,101.6平方メートル、事業費962万4,184円と事業主体「遊佐アスパラ第二組合」のパイプハウス10棟2,670.3平方メートル、事業費2,829万9,830円の2件が承認されました。今後は、平成30年3月の竣工に向けて事業を進める予定です。

15、松くい虫防除事業について。平成28年度分の被害木は国庫補助事業等を活用し、6月のマツノマダラカミキリ羽化脱出前に伐倒・破砕処理を完了いたしました。また、薬剤散布事業につきましては、温暖化に伴い羽化予想時期が早まっていることから、例年より少し早い5月下旬から7月上旬にかけて実施しました。今後も県と連携し、被害量調査及び伐倒駆除等の事業を進めてまいります。

16、産地水産業強化支援事業について。吹浦漁港西第2防波堤延伸工事については、今年度残り15メートルを施工し、年度内の完成を予定しており、完成後の吹浦漁港内のしゅんせつ工事に係る調査についても同時に行っております。また、新規の漁場造成の調査については、吹浦、鳥崎、女鹿海岸での藻場造成や岩ガキ増殖礁設置に係る調査を行っております。

17、「まるっと鳥海」東京プレゼンの開催について。7月5日、東京都豊島区生活産業プラザで「まるっと鳥海」東京プレゼン2017<<天然岩ガキ>>を開催しました。駐日ハンガリー国全権大使を初め、豊島区関係者、本町にゆかりのある首都圏在住者や企業の関係者88名が参加、特産の岩ガキや農水産物、耕作くんなどをPRしました。

18、「町民盆踊り大会」の開催について。8月14日、第48回目となる「町民盆踊り大会」が鳥海2236ゆざ親善大使の早瀬あやさんをお招きし、町内にて盛大に開催されました。天候にも恵まれ、15団体450名が踊り手として参加、会場は熱気に包まれ、お年寄りから小さい子供まで大変多くの見物客でにぎわいました。

19、「新スタンプカード」について。公共機関や各種団体等と連携し、町内での買い物以外でも便利でお得で楽しいカード「米～ちゃんスタンプカード」が9月1日からスタートしました。町内商業者の発展はもとより、地域の活性化が大いに期待されます。

20、町道杉沢本線の落石について。7月10日午後10時20分ごろ町道杉沢本線の孫兵衛隧道付近で落石が発生し、現在全面通行どめの交通規制を行っております。通行どめを実施するに当たり、地元集落への説明会を開催し、ご理解をいただくとともに、早期復旧を図るため9月1日に入札会を開催し、年内完成を予定し工事を進めております。

21、住宅支援事業について。住宅支援事業の8月25日現在の受け付け状況は、持ち家住宅リフォーム支援金123件、定住住宅新築支援金14件、定住住宅取得支援金7件、住宅リフォーム資金利子補給制度4件となっております。このうち下水道等接続を伴うリフォーム件数は32件となっております。

22、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備導入事業費補助金は、一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行っております。現在の受け付け状況は、太陽光発電設備について13件となっております。

23、ゆざ町民省エネ節電所『ゆざ町民エコチャレンジ』について。ことしで3年目の実施となる町民が地球温暖化防止行動を主体的に実践するための町民参加型事業『ゆざ町民エコチャレンジ』が6月にスタートしております。参加申込者からの結果報告については、7月から8月の節電チャレンジ期間を経て9月半ばまで行われ、その後12月に事業の総括イベントを開催する予定であります。

24、下水道事業について。特定環境保全公共下水道事業において、今年度は鹿野沢集落の舗装本復旧工事と上蔵岡（坂下）と大蔵岡集落の管渠布設工事を行い、管渠布設工事については完成部分の年度内の供用開始を予定しています。8月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,928戸のうち2,784戸で、接続率70.88%となっております。農業集落排水区域では、供用開始戸数511戸のうち421戸で、接続率82.39%となっております。

25、上水道事業について。平津配水池の耐震化に向けた本体築造工事を実施しております。また、上寺配水池について耐震化に向けた設計委託業務を実施しております。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2、4月曜日に実施しており、強制排泥作業は9月11日に第3回目を実施します。追加分を報告させていただきます。

26、あぼん西浜500万人達成について。昭和63年にオープンして以来多くの方から愛されてきた日帰り温泉の「あぼん西浜」が8月31日に利用者500万人を達成いたしました。同日のセシモニーでは、ちょうど500万人目に訪れた酒田市の男性に認定証と花束・記念品を授与するとともに、他の来館者にも記念の紅白のまんじゅうを配布するなどして達成を祝いました。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君） 教育行政報告。

平成29年9月5日。

1、教育委員会会議の開催状況。7月24日に開催し、平成30年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書の採択、平成28年度の教育委員会事務の点検・評価に関する報告の承認についてなどの議案を可決しました。

2、総合教育会議の開催。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき、平成29年6月28日に平成29年度第1回遊佐町総合教育会議を開催し、学力向上対策や第2次遊佐町教育振興基本計画策定の進捗状況等について協議しました。

3、学校運営について。子供たちは、有意義な夏休みを過ごし、各小中学校の教育活動が順調に始まりました。中学校では、第25回大運動会が終わり、小学校では町小体連陸上大会や各校の秋季運動会に向けて準備を進めているところです。山形県中学校総合体育大会において遊佐中学校の各運動部は、今年度も優秀な成績をおさめました。特に剣道部女子団体、個人では剣道部女子、陸上、ソフトテニス、新体操が東北大会に駒を進めました。また、吹奏楽部は、2年連続県大会への出場を果たしました。

4、小学校の適正整備について。小中学校のPTA役員を委員とする「小中学校の今後を考える懇談会」の平成29年度第1回会議を7月5日に開催し、平成29年度以降の児童数及び今後の推移の見込みを踏まえ意見交換を行いました。9月開催予定の次回会合にて会としての意見を集約する予定になっております。

5、学校施設等整備について。学校施設整備にかかわる工事等について、次のとおり納入、完成しました。8月9日、藤崎小学校スチームコンベクション、8月9日、遊佐中学校食器洗浄機、8月10日、遊佐中学校職員用ノート型パソコン更新、8月10日、遊佐中学校ボイラー改修工事、8月10日、遊佐中学校非常用放送設備改修工事、8月10日、遊佐中学校体育館ほかLED照明化工事、8月10日、藤崎小学校職員用駐車場整備工事、8月15日、蕨岡小学校遊具整備工事、8月18日、吹浦小学校外壁木部塗装等工事、8月31日、遊佐中学校スクールバス車庫改修工事。また、本町の情報セキュリティ強化対策に関連して、町立小中学校のインターネットシステムを庁舎ネットワークから分離しました。

6、遊佐高等学校就学支援事業について。遊佐高支援の会の申請に基づき、町から前期補助金を交付され、この補助金をもとに介護職員初任者研修を受講する生徒5人に対して受講支援金を6月14日に給付したほか、進路指導等補助費48万6,000円、教育振興補助金58万5,000円を6月23日に給付しました。また、校外学習のためのバス代等の支援や新たに県外志願者に対する周知活動等を行う県外志願者支援コーディネーターを設置し、首都圏域でのPR活動を行いましたので、その旅費等を支給しております。

7、山形県地域史跡研究協議会総会研究大会の開催について。遊佐町を会場に7月2日、3日に開催され、岩手県立大学名誉教授の菅田慶信氏による「東北史のなかの鳥海山信仰ー 古代・中世を中心にー」と題した講演が行われました。また、3つの分科会も開催され、一般参加者を含めると約150名の皆様が参加されました。

8、小山崎遺跡等出土品の展示等について。7月29日から9月3日まで生涯学習センター3階展示室において「ー 鳥海山麓小山崎遺跡からー 現代に伝わる縄文の風景・くらし」と題して土器や石器、魚や哺乳動物の骨、それに植物の種子等の展示を行いました。それにあわせて、岩手県一戸町の御所野縄文博物館館長、高田和徳氏をお招きして「あなたが主人公ー 小山崎遺跡の保存と活用に向けてー」と題し、ゆざ学講座を開催しました。

9、杉沢比山現地公演について。8月6日仕組み、15日本舞、20日神送りの三夜にわたり熊野神社境内において杉沢比山現地奉納公演が行われました。ことしの本舞では、東北文教大学教授の菊地和博氏に解説を依頼し、近年にないほどの観客数となりました。

10、遊佐町青少年育成協議会の開催について。青少年育成協議会を6月30日開催し、事業計画及びコミュニティスクールの推進等について協議・報告を行いました。また、この会議を受け、7月22日から8月14日までの延べ12日間において青少年育成センター指導員等関係者が夏期の巡回指導を実施しました。

11、少年町長・少年議会について。6月11日に開催し、第1回少年議会での所信表明を行った後6回の全員協議会を行い、さきに実施したアンケート結果と議員の意見をもとに一般質問と政策提言をまとめ、8月31日に第2回少年議会を開催しました。

12、種目体験イベント「スポーツ文化祭」について。7月2日に遊佐町総合型スポーツ文化クラブ「遊's」がスポーツや文化活動を通して地域の輪を広げようと約120名の参加のもとで種目体験イベントを開催しました。当日は、小学生初め多世代が合流して多種目のスポーツ文化体験教室にチャレンジしました。

13、遊佐町音楽祭について。8月20日、生涯学習センターで第25回遊佐町音楽祭を開催しました。豊島区より有志が集まった「チームとしまの森」からも出演いただき、また310人の来場者とともに「明日があるさ～遊佐ver～」の大合唱で締めくくするなど会場が一体となって音楽を楽しみました。

14、男女共同参画事業「男女のセミナー」について。8月21日、生涯学習センターにおいて男女のセミナーを開催しました。当日は110名が参加し、防災セミナーを実施、あわせて地域防災を高めるために女性防災リーダーの重要性について共通認識を深めました。

15、第25回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。9月2日から3日に北は北海道から南は宮崎県まで町内外から好天に恵まれたこともありまして3,000人を超えるウォーカーが参加しました。YBCのラジオ生放送やモンテディオ山形ディーオの登場などで大会を大いに盛り上げていただきました。

以上です。

議長（堀 満弥君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） それでは、小山崎遺跡について質問をいたします。

今回7月29日から9月3日の期間に生涯学習センターにおきまして小山崎遺跡出土品等の展示が行われました。何度か見学をしたときに、一緒になった町民の方々から遊佐にもこんなにすばらしい遺跡があると改めて感動したとの話を聞かされました。また、国指定級の遊佐町の宝を早く国指定にして整備を進めて収蔵庫とか博物館とか公園等つくってほしいものだ。小山崎遺跡の名所と聞かされました。そしてまた、小山崎遺跡の名称を決めるとき、大分30年ぐらい前の話を聞かされましたが、名称を決めるときには箕輪のふ化場が有名だから箕輪遺跡にしたらどうかという議論があった末にやはり小山崎の名前を残そうということに決まったという経過なども聞くことができました。まだまだ今回の展示を見学された町民は少ないと聞いておりますが、協力してくれました県教育委員会と遊佐町と町民が情報を共有できたものと思います。この遺跡が国指定になりそうだとされていて5年になると思いますが、当時は遺跡発掘調査報告書を文化庁に提出したらほぼ国指定が受けられるものと思っておりましたが、現実には厳しいものでした。それから教育委員会は、小山崎遺跡の国指定という言葉を使うことがなくなりました。担当職員もかわり、新採の職員が文科省の研修会に参加しながら、臨時の方々で再挑戦をしていくものと思いますが、ここは教育委員長のご構想に大いに期待するところでございます。まずは今年度の調査と国指定に向けた取り組みを伺います。そして、前回の報告書についての文科省の回答はどのようなものだったのか、内容もお願いいたします。

次に、国指定を目指すには、町がこの遺跡をどうしたいのか、どう整備してどう活用したいのかといった活用と将来像を明確にして町の情熱を県と文科省に伝えていくということが大きなポイントになると聞いております。今回の展示と8月5日のゆげ学講座においてもこの遺跡の保存と活用に向けての御所野縄文博物館館長のお話にも町の情熱が大事だと言っているように思われました。これからも加速的にこうい

った取り組みによって町民の情熱が高まるものと思います。また、この場所は、ジオサイトである信仰の対象になっている丸池様とサケの遡上で有名な湧水の川、牛渡川があって、観光客が多く訪れるところがあります。そのようなところに必要なものは、やはりきれいなトイレであり、休憩施設であると思います。国指定になればこのような施設にも補助金は間違いなくもらえるものと聞いております。よその自治体でも必死になって国指定を受けようと情熱を文科省に伝えていていると聞いております。本町でも町民を巻き込んだ盛り上がりをつくり、県と文科省に伝えていく今後の取り組みを伺って壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。9月定例会最初の一般質問者であります10番、土門治明議員から小山崎遺跡についての質問でありましたので、私からまず答弁をさせていただきます。

この小山崎遺跡につきましては、6月議会でも取り上げられました。再度説明をさせていただきますが、小山崎遺跡の低湿地部分は平成7年に県営圃場整備事業に伴う発掘調査により、先人が苦労したぬかるむ田んぼの下から発見されたものであります。鳥海山からしみ出た冷たい地下水のおかげで通常はバクテリアにより分解され、なくなってしまう植物の種子や漆塗りの器、魚や哺乳類の骨などの有機物が多数保存されていたところであります。発掘調査は、県立博物館、県の埋蔵文化財センター、遊佐町と引き継がれ、平成23年までに18次にわたりました。また、平成27年には、「小山崎遺跡発掘調査総括報告書」を刊行し、その後現在まで発掘した出土品の再整理収納作業を継続しているところではありますが、詳細は担当課長をもって答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうから引き続き説明をさせていただきます。

発掘調査については、これまで5,000平方メートルに及びますが、発掘調査箇所の全体面積は約2万6,000平方メートルほどですので、まだまだ発掘可能な場所は多く残っていると思っております。ただし、むやみやたらに発掘はできるものでなくて、文化庁の許可を得ることが必要で、そのためにはそれ相応の目的と確証がなければ発掘することはできないということになってございます。このため、今年度の発掘調査予定はございませんが、発掘のときに採取をして保存していた土が200袋ほど保管をしております。この一部を専門家に依頼をしまして、まずは土をふるいにかけたりして残った植物の種子や動物の骨などがあればこの同定等を委託する予定でいるところであります。

今後の発掘調査については、どのようなことを明らかにして、どこをどのように発掘するか、文化庁や県の文化財課、専門家とも協議をしながら調査計画を立てた上で着手をしたいと考えているところであります。これまでは、小山崎遺跡にかかわる事業については、文化庁や県庁と協議を重ね指導を受け、国庫補助を受けて進めてまいったところであります。平成27年の小山崎遺跡発掘調査報告書総括編が刊行された後の文化庁の小山崎遺跡についての評価としては何点かございますが、1点目として、水辺の遺構周辺での活動の最盛期であります縄文時代後期中葉から末葉に斜面の居住域であります竪穴住居跡が終えんを迎える時期となっております。両者に同時性が認められていないということ。

そして2点目として、出土した動物遺体や石器等の道具類が現地性を有するものか、廃棄物であるのか特定できないということで、低地域で行われた生活を復元することが難しいということも言われております。

また3点目として、水辺の遺構について、構造的に類似する遺跡、遺構が発見されていないことから比較検討が難しい。

さらに4点目として、遺跡の変遷を把握することが難しく、遺跡の全体像がイメージしにくいということなどが言われておりまして、現時点では国の史跡として位置づけるには時期尚早であると。さらなる調査研究や類似遺跡の発見を待つて再検討が必要であると言われていているところであります。

また、発掘調査は、山形県教育委員会、県立博物館、埋蔵文化財センター、遊佐町と行政主体でこれまで継続をしてきました。地域への公開や普及啓発が不十分であろうということで、現在も地元でのこれまで遺跡保存の意識が低く、地域の文化財になっていないというような評価を受けているところであります。これを受けまして、平成28年1月の文化庁の指導を経まして、発掘調査の知識、技術を習得しながら、「みんなの小山崎遺跡」にすべくさまざまな方々の意見をお聞きしながら創意工夫もして多方面と連携をした上で調査とこれまでの成果の公開活用に取り組んできたところであります。

保存活用事業に本格的に着手して2年目であり、現在のところ国指定のめどは立っておりませんが、小山崎遺跡の場所が議員のおっしゃるとおりすぐ近くに湧水の牛渡川と丸池様もございます。ジオサイトに隣接をしておりますので、文化財として、また鳥海山の水と暮らしをめぐる郷土学習の場や観光資源としても町づくりに生かせる魅力的な地域と捉えております。もし国指定がかなえば史跡の保存活用計画を策定することになりますので、その中に遺跡の公開活用施設については具体的に盛り込む必要も出てまいります。小山崎遺跡は、鳥海山麓に人が定住し始めたころの遺跡でありまして、私たちの祖先の暮らしと当時の原風景が見えてくる遺跡と思っております。遺跡は、行政のものではなく、地域の遺跡、みんなの遺跡として捉えております。小山崎遺跡が遊佐町民のみんなの小山崎遺跡になるよう今後も調査、保存、活用事業を進めてまいりますので、皆様のご理解とご支援をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） 今説明いただきました。平成27年に小山崎遺跡の総括の報告書を出したと。しかし、その評価が今説明あった第4点の理由でまだ史跡に認定するのは早いという回答であったという説明いただきました。

しかし、そしてこの地元での遺跡保存の意識も低い、地域の文化財になっていないというような評価も締めくくりに今説明いただきました。

では、27年に報告書を出す前にはこのような指導というものも少しはあったと思うのですが、ただただ報告書の作成だけに力を注いできた。今になってみればそういう感じをいたします。今回学習センターで展示をされたことによって町民の皆さんが改めて遊佐町の小山崎遺跡はすごいのだというように自覚をしたと思いますので、今回の試みはよかったのかなと思っております。

私近年国指定にされた史跡のほうをちょっと調べてみました。もちろんこの前講演いただきました御所野遺跡の館長の話ももちろん聞いております。それで、東北では青森県が結構こういうこの遺跡には力を入れていまして、平成7年に青森県では初めて小牧野遺跡というものが青森市、そして青森県の協力で文化庁のほうから国指定の認定をいただいて、その遺跡の公園とそれから休憩施設、さまざまなものをいた



だいております。大体の内訳どうだったのですかという私お聞きしたのです、直接この小牧野遺跡のほうに。そうしたら、大体国庫補助で5割は確実にもらえると。それに県の上乗せがありますので、市の持ち出しはほとんど2割程度だったというような話を聞きましたし、またちょうど私のほうと同じようなレベルのところ探したのですが、福岡県久山町の首羅山遺跡というものがあまして、これは27年度に国指定を受けております。ここの教育委員会のほうにも電話をして話をしたところ、発掘調査、そして整理というものは何ぼやってもはっきりした確証というものはなかなか出ないのだということでした。しかし、町の構想、この遺跡をどうしたいのか、どう活用したいのかといったことを明確に出す。そして、この情熱を文化庁のほうに県と一緒に伝えていくと。これが大事なのだというようなお話でした。国指定受けているところはどこもそうです。どこもその情熱がすごいのです。なぜかと言うと、やはり国庫補助金とそういうものでこの整備ができるからです。

ですから、先ほど課長が言われました文化庁の許可がないと新たな発掘というものはできないのだと。明確な確証と目的がないとできないと。では、明確な確証と目的というものを遊佐町でも考えるべきなのだ。県に頼っていたらだめなのです。もちろん頼るところは頼る。しかし、主体は遊佐町。遊佐町での構想がなければ県でも応えてはくれないし、もちろん文化庁でもだめだということになります。

これ課長に聞いてもだめなので、遊佐町の構想をつくっていく時田町長にこの小山崎遺跡についての活用と目的、そして構想、どのように考えているのか。この点について伺います。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） ちょうど自分自身平成7年のころを振り返ってみますと、ちょうど議会に初めて議席をいただいたその当時の話では、もう必ずなるのだと、報告書さえつくればなるのだと、そのような話があり、縄文の丘構想、補助金あるから建物つくりましょうということが先行していたような記憶がします。文化庁から指摘いただいた、報告書できたときにいただいた、まずの皆さんの遺跡になっていないではないですか、町民が全く知らないではないですか、一部の人だけでしょうということで、やっぱり活用したり公開する事業を今度力を入れてくださいよというそれは文化庁からも言われましたし、専門家の皆さんからも言われている。幾ら情熱とストーリーつくっても、これが事実と反した場合には、どこかでありましたよね、何とかのゴッドハンドという形の。いつの間にやら遺跡のあるところになったのだけれども、それが後で考えたら違うものだったということ。そういうことは我が町ではないのですけれども、やっぱり事実、そしてそれは事実と乖離がないストーリーでなければなかなか本物にはならないと思っておりますし、専門性を持った方からそれについてはやっぱり調査、ご指導いただくという形で、これまで町としては同じ先生でした、たしか。ずっと同じ先生でないか。

（「そうです」の声あり）

町 長（時田博機君） 文化財の古い形の先生からご指導いただいてきたわけですから、それらをやっばりベースに進めていっても国からだめだからと言われたときに、ごり押しは多分できないであろうと。政治的なそんなく等される政治家がこの地にいれば無理も通るのかもしれませんが、そのような形でいけば補助金ありきで縄文の丘つくっても、あとは何年かしたらほとんど訪れる人がいないということも想定される。それらをやっばりあるものは非常に持ち物はいいのですよねと。だけれども、なかなか認められないのですよねというのは、非常に日本中に多いのです。例えば鳥海山、ジオパーク認定されました

けれども、物はすごいいいのですよね。だけれども、そういう取り組みになかなか取り組めなかった。そして、去年の9月にやっと認定されたわけですが、本格的に取り組んだのは1年半。本当によければ1年半、2年ぐらいでもそれはなるのでしょうかけれども、その辺の裏づけをしっかりとれないものについては、やっぱり幾らストーリーを書けと言われても多分事実とは乖離するストーリーができて、それを町民に幾ら自慢して伝えてもなかなか町の皆さんからは認めてもらえないということがあるのだと私は思っています。

ですから、まず補助金あるからつくろうという発想がやっぱり私一番悪い根源だと思っています。本物ならばしっかり補助金もらえるでしょうし、その辺のことを手順を間違えないように一步一步今やっとやっと進めていただいているということを理解をお願いしたいと思っています。

実は、小山崎遺跡の生涯学習センターの展示は28日でたしか終わったはずですが、その後今にかほ市に貸してくれと言われてたしか一部、全てはないのですけれども、やっぱりまた別のものも含めてにかほ市からも貸してほしいということありますので、遊佐町だけの小山崎遺跡ではなくて、酒田市からも、それから逆に言うと秋田県の皆さんからも見てもらえるような遺跡にする努力をやっぱりちょっと欠けていたのかなと、そのような反省をいたしておるところで、それらも含めて専門性の知識のある方からの助言、アドバイスいただきながら進めていかなければならないと考えております。

議長（堀 満弥君） 10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） 私も別に補助金が目的で国指定と言っているだけではないのです。国指定になるには、構想がなければだめだ、ストーリーと言って、ごまかすという話ではないのです。今実際水辺の遺構とか人骨とかイノシシの骨とかそれからカボチャの種とかさまざまな今出てきましたが、それはそれで事実でいいのですが、これからは先ほど町長が言いましたように、今回の展示のように町民の盛り上がりをつくっていくのだという発言だったと思います。もちろんこれも大事です。

しかし、町ではどこに向かうのかということがある程度目標というものが設定されなければ、幾ら今200袋ほどの土が残っていて、それから種子とか種とか骨とか石器とかを洗い出して、それでどうなるということなのです。今までだって十分に出ているはずなのです。何のために、ではこれから続けていくのか。いつ国指定になるかも課長の答弁では定かではない。では、いつまでに国指定に向かって、それでこういう構想で整備していくのだと。どう整備していく。この遊佐町がどう整備したいか。ここが大事だと思うのです。何もストーリーをごまかして補助金もらえと、そういうものではなくて、私はだからそのところが聞きたいのです。

町長、手が挙がりましたね。もう一回お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今土門議員から町はどこに向かうのかという発言があったとき、非常に私は残念だなと、そういう認識で。まず本物かどうか、そして国の指定を認めてもらえるか、そこが決まらないうちから無理無理とストーリーつくっても事実と違っていたら、それはストーリーが全く別になってしまうということもあるではないですか。町が向かうかというよりも、小山崎自体が本当に国指定になれば、では、皆さんどうしようというものが出てくるけれども、ならないうちからどうしようかと。縄文の丘つくりますよ、何つくりますよ、補助金あるからではだめだと先ほど申したでしょう。

何に向かうと。まずは、町民の遺跡として、そして山形県の遺跡として国の遺跡として指定を受けるような努力を最大限に続けるということから始めていきたいと思っています。まだそこまで行っていないから今努力をしているということで、国も指定もならないうちからこんなふうなストーリーありますからどうでしょうかと文化庁に言っても、多分相手してくれません。

行政として、先ほど申したはずですが、課長が。行政の持ち物ではないのだと。地域のもの、国の宝になったら、そこで行政がしっかりと支援してどのような構想、どのようなストーリーつくって施設も整えていくかということ、次に進むのだと思います。その１段目のハードルがまだクリアできていないということをご理解してください。

議 長（堀 満弥君） 10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） 町長の言うことももっともだと思います。ただ、私が調べたところによりますと、確定してから国指定をもらうというケース、ただこれは確定しないけれども国指定をもらうというケースというものがあります。だから、遊佐町の場合、これからずっとこういう発掘調査はできない、やる気はないという感じでしたので、これから調査していくわけなのですが、果たしてそれでどうなるのかと私はすごく思うのです。もう10年やっても、これはちょっとこのままでは大変だろうと思うのです。だから、ここでは今の材料のまま、そして遊佐町のこうしてもらいたいというようなものがなければほかの人動きませんよね。

ですから、まず町長が言うこともわかるのです。ただ……

（ 何事が声あり ）

10番（土門治明君） はい、はい。では、この辺で教育長が待っていますので、教育長にも今私が言ったようなこと教育長の考えを聞きたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） いろんな角度からお答えしたいと思います。

小山崎遺跡という名称がついているわけですが、遊佐町に小山崎遺跡というものあるのだから、どこにあるのだというのがまず多くの町民の方々の一般的な認識だと思います。そこからスタートしているわけです。調査は20年、二十数年に及びましたけれども、やっと2年前に報告書がまとまったということで、その前に展示とかできなかったのかなということはありませんでしたが、やっぱりきちんとしたこういう貴重な資料ですよと、こういう説明ができますよという根拠がなければこれは公開できないわけで、やっとそれがまとまってきたので今回展示も始めていますし、いろんな講座も開きまして、こういうすばらしい遺跡ですよというご説明もいただいております。隣の秋田県でもぜひ展示させていただきたいと。ましてジオパークを初め、環鳥海山という山岳信仰も含めていろんな角度で鳥海山を核にした情報発信なり、この地域の活性化、そういうことは動いている時期ですので、まさにその活用、発信のスタートに着いたのだと思っておりますので。

縄文の遺跡ということですが、もう全国に数万カ所、8万、9万の遺跡が発掘されたともお聞きしております。膨大な数です。その中で低湿地遺跡、なかんずく水辺の遺構というものは珍しいのだと。そして、動物、植物を含めて保存状況がいいということで着目されております。ただ、先ほど課長答弁いたしましたように、低湿地あるいは水辺の遺構の存在価値といいますか、これからの可能性については文化庁でも

まだ未知数であると。もっともっと調査してその意義づけをきちんと整理しないとまだまだ今後の活用等については結びつかないのだと、そういう状況であるということもご理解いただきたいと思います。

水辺の遺構以外では、世界遺産目指して今頑張っているところがあります。それが秋田県から北は北海道まで、青森県、岩手県が中心、御所野も入っているわけですが、そういうところはまた水辺の遺構とは別にもう1万3,000年前と言われますが、旧石器からつながっている縄文と最近までのいろんな角度の貴重な遺跡が、出土が、発掘がされていますので、そこは世界遺産に向けて動こうということで動いている場所もあるのも確かでございます。

小山崎遺跡でございますが、今やっと報告書ができてある程度こういう状況のこういう、すばらしいと我々は言葉で表現するわけですが、一つ一つにある程度価値づけができつつあるわけですので、町としては。そこをベースにしながら、国指定、国指定というものが先に行きますけれども、どう活用するのだと。私は、国指定ありきではなくて、二十数年前にもう縄文の遺跡が周辺に鳥海山麓はたくさん出ているというのは、これは既定の事実であったわけですが、その中で小山崎という箕輪のあそこにまたこういう国の中でも注目を浴びる大きな場所があったということが気づいたわけです。そして、今発掘を進めてきたわけですので、まさにもちろん国指定になればこれ以上のことはないわけですが、国指定であろうと県指定であろうとやっぱり遊佐町にはこういう貴重な縄文文化のすばらしい歴史の場所があって、そのすばらしい地域で我々はもう湧水のおかげとかいろんなすばらしい、災害も来ないとか、最近では。すばらしい地域であるということが再認識させられているわけですが、やっぱり町民、周りも巻き込んで、そういうすばらしい地域であったと。そこに私たちも今暮らしているのだということをいろんな意味で自負心といいますか、持ってこれからの若い人たちも伝えながら、まさに持続可能な未来、地域づくり、社会ということが言われていますので、そういったものに供していくということが私はまず一番の眼目ではないかと思います。どのように活用してどうしていくか、価値づけていくかというものは、そういうことでございます。今策定を進めております遊佐町の教育の基本目標も「ふるさとを愛し」で始まっていますが、「未来を広く、命輝く町民の育成」。命輝く町民の中には、やっぱり生命をつないできた、まさに縄文、それ以前からずっとつながって私たちが今生きているわけですので、その一つの過程に学ぶ道標として小山崎というすばらしい場所があるのだと。そこをやっぱり町民まず再認識して、小山崎はもうここにありますよと全町民が話してできるようなそういうまず活用なり発信をしていって、そして全国に向けて、もちろん秋田県だけでなく発信していくと。

そして、その中で文化庁の指摘があったように、ただあそこが田んぼの造成で攪拌された可能性があるものですから、あれがそのまま当時の状況であるか、全部でないです。中にはそのときに、客土のときに混在して入った可能性もあるものもあるのではないかといろいろやっぱり確定できない要素があるものですから、その辺はまだこれから200袋の分析もそうですけれども、必要に応じてはあるいは文化庁、県と相談しながらもう一カ所ではこの辺を掘ってこれまでの報告書以上のものを確認するというやっぱり段階まないと次のステップには行けないのだというふうに私たちも認識しています。決して情熱がないわけではなくて、貴重な遺跡であるという認識は持っております。

ただ、あえて言わせていただければ、国指定がゴールであるというそういう認識はしておりません。こういう貴重な財産がこの地区にあって、この土地で私たち町民、秋田も含めて、酒田も含めてですけれど

も、命を育んできて、これからも持続可能な社会をつくっていく大きな学習視点にしていくのだと、そういう思いで情熱を持って調査なり発信なり発掘も含めて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） 教育長からは、今情熱はすごくあるのだという答弁をいただきました。やっぱり一番大事なのは情熱だろうと思います。

町長と教育長に1つ注文あるのです。町長もさまざまな場所でご挨拶、いろんな話をする機会が一番あります。その中で、今までやっぱり話してきたのは、出してきたのは、若者定住とそれから日沿道とかそれから農業の話、そういうものが多々あったと思いますが、小山崎遺跡については一度も聞いたことがありません。ぜひともこれから今回の展示を契機として、今度は挨拶の中に小山崎遺跡というものも含んでほしいなと思います。これは、教育長にもお願いします。教育長さん、1回も小山崎遺跡の話を挨拶の中で出したことはありませんので。

そうすると、そういうことによって町民はまた気づくのです。町長が、ああ、小山崎遺跡を言っていると。そうしたら、町民が目覚め、そして小山崎遺跡をみんなで盛り上げていこうという機運が高まってくと思うのです。これは、やっぱり町のトップであるお二人の責任だと思いますので、ぜひともこれからはその辺を気をつけてやっていただきたいなと思いますので。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、遺跡について何も話していないと言っていますけれども、非常に失礼な指摘だと思っております。

なぜならば、新中学校できるとき私は校歌選定委員長させていただきました。そのとき、吉野弘先生、森田先生とご案内したときに、いや、ここは遊佐町は縄文時代の遺跡がすばらしいのがいっぱいある町なのですよねという話をしたら、「遠き代の縄文人も住まいせし里」というふうに遊佐中の校歌に言ってもらっています。それらは、私は挨拶の中で、遊佐中学校の挨拶の中では、遊佐という名前が延喜式、平安の延喜式から全然変わることなく現代まで引き継がれている町だということを申し上げていますので、決して縄文人が町で住んでいたのだからすばらしい遺跡、いや、小山崎ばかりではなくて、吹浦遺跡、柴燈林、いろいろあるのです。それらについても、決して挨拶で1遍も述べたことないと議員おっしゃいましたけれども、そういうことはございませんので、私の挨拶のときには必ず同行していただければあのときしゃべったのだと確認できると思っています。

以上です。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） なるほどそういうご指摘もあるかなと思って今お聞きしておりましたので。

ただ、遊佐町は、冠につける言葉がいっぱいあり過ぎるのです。鳥海山、湧水の里、山岳信仰の町、そして今ジオパークでしょう。この前のツーデーマーチのときは、県外からいらしたお客さんでしたけれども、事務局の職員の隣にいたら、遊佐町という町大変珍しいし、すてきな町名ですねと、由来は何ですかと質問されたのです。私説明できないので、教育長話してくださいということで助け船を求められまして、そして鳴子に落ち延びた話から私の知っている範囲で五、六分かけて説明させていただきました。納得し

ましたと。やっぱりすばらしい町なのですねということでご理解されて、また来年も来たいという思いで帰られるわけでございます。そういうことで、確かに小山崎遺跡というものは、場所の説明から始めなければならないと思うものですから、やっぱり霊峰鳥海山、ジオパーク、最近おでこも出てきていますので、その中で小山崎遺跡があるということ、小山崎に限らず、湧水等と結びつけながら、霊峰鳥海山と結びつけながら、縄文以前だと思いますけれども、それ以上から人々が安住の地としてここを求めて、まさに住まいせし里なのだとすることをこれからは重点的に冒頭の冠でお話しするように心がけてまいりたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 10番、土門治明議員。

10番（土門治明君） 大変失礼しました、町長。町長が小山崎遺跡の縄文時代の話をして校歌に盛り込んだというようなお話は、たしか前聞いたようなことあったのですが……

（何事が声あり）

10番（土門治明君） ツーデーマーチのとき私よく聞こえなかったもので、すみません、大変失礼しました。また、これからも聞き逃すこともありますので、何回も何回も、今度はジオパークもなりましたけれども、ジオパークもまたジオガイドの養成が今回で3回目、そしてジオガイドをふやして行って鳥海山、飛島のジオパークを盛り上げていくというのはもちろん先決でございますが、小山崎遺跡もそのジオサイトの隣にありますので、できれば小山崎遺跡もジオパークの1つとして捉えてこれから進めて行ってほしいなと思います。

また、教育長につきましても、またこれ何回も少しは話していたように話ありましたけれども、これからはもっともっと強く話をしていただければ町民自体が盛り上がってくるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。私が話すより教育長が話をすると、教育長のほうが立派だからみんな信用するのです。だから、やっぱり教育長、町長が話すのと重さが違いますので、まずぜひともよろしくお願いします。

それで、先ほど課長が言っておりましたように、国の指導を仰ぐのは当然ですが、町からもやはり考えを出して、そして県、文化庁のほうに町の考えというものも伝えていく必要があると。その考えを伝えるということが情熱なのです。これ何も言わないでただただ文化庁、県のことはいい、はいと聞いていたら、ああ、この人は情熱がないというふうな見方をとられます。

先ほど国、27年度の報告書の評価が先ほど文章で述べられましたけれども、5段階評価がありましたよね。5段階評価で何だったのかわかりますか、誰かわかりましたら。5段階評価A、B、C、D、Eの中で何だったのかわかる人いたらお答え願います。

（何事が声あり）

議 長（堀 満弥君） 土門治明議員。

10番（土門治明君） わからないようですので、私が言いましょう。Cです。Cでした。調査した結果Cでした。つまり、先ほど指摘されたものが全然評価されていなかったと。それで、今回まず展示をされた。そして、この回数をふやしていくために、町長、教育長気楽に前見てください、どうか。

それで、この段階を教育長、国指定が目的ではないとは言いますが、このCをBに上げ、そしてAに上げていくというには、今回のような催しを毎年そして続けていくと。そして、町民への啓発を行っていくということでここは上がっていくというお話を聞きましたので、ぜひともまずもっとも情熱を持って、

そして今の現実を見詰めて、そして頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

これで答弁もないようですので、顔も見ると。答弁ありますか。では、答弁をいただきまして、私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

まず、この縄文の遺跡、全国で大体9万カ所ぐらいあるということと低湿地の遺跡については約200カ所と聞いております。その中で小山崎遺跡については、動植物の骨や種子等が出ておりますので、本当にそういう水辺の遺構と暮らすそういう遺跡が、遺物が出るというものは数えるほどしかないのだという話でありますので、文化庁のほうでもこれまで余り出てきたことがないので、どの程度まで国指定にしていかがまだ判断がつかない状況もあるとは聞いておりますし、今議員がおっしゃる評価の段階というものが出土した遺物に対する評価で、珍しいものが出た段階で評価が上がるのか、これまでの町の対応評価がということであれば今後も、前々から申しておりますとおり、みんなの遺跡、町の遺跡、国の遺跡ということとまず取り組んでいくというそのスタンスには変わりはありませんので、これまでどおり各まちづくりセンターで展示をしたり、全部の展示はできませんけれども、ある程度展示可能な部分については全て町民の皆様にも周知をしまして、先ほど町長も答弁いたしておりましたが、現在きょうからにかほのほうでも展示をしておりますし、あわせてジオパークもにかほも一緒になってやっておる関係もございますので、この辺一体となってそういう活動については進めていきたいと思っておりますので、それが少しずつ評価が上がってくれば国の指定が見えてくるのかもしれませんが、まずは我々としては地道にそういった活動をしていきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） これにて10番、土門治明議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めさせていただきます。

まず、西遊佐でまちづくりセンターで10月1日から始めようとしている事業の中にエプロンサービスというものがございます。まず、それについて伺いたいと思います。

地域包括ケアシステムというのは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に国が構築しようとしている福祉システムでありまして、高齢者が要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい生活を最後まで送れるように地域がサポートし合う社会のシステムのことであります。現状の介護保険制度からの転換を図っているようでございます。2020年を境にして前期高齢者よりも後期高齢者がふえることによりまして、介護保険の認定率が上がって、現状のままでは急激な介護保険総事業費の上昇が起こることが予想されております。また、少子高齢化の進行と人口減少局面の到来で今後は介護や医療の総事業費の急激な上昇も予測されまして、上昇抑制のための施策が必要となってきております。消費税増税が頓挫し、国債が1,000兆円を超えた現在、財政再建に取り組まなければならない状況でもあります。総論的に医療と介護に使われる税金の抑制となって、高齢者の介護予防や生活支援はできるだけ地域で行う時代になっていきそうであります。

介護保険制度改革の方向は、特別養護老人ホームの利用対象を原則要介護3以上とすると。そして、介

介護保険サービスのうち全体の約27%を占めている要支援者の多くが利用している訪問介護と通所介護が介護保険給付から外れることになるようでございます。このような事情から、これからは徐々に自宅介護、在宅介護がふえると予想されます。介護保険給付から外れることになる人たちへの住民団体等による生活支援サービスの提供と介護予防の取り組みが必要で、生活支援コーディネーター協議会の役割が注目されます。

このような事情を背景にして、西遊佐まちづくりの会では新規事業として10月からエプロンサービスを開始する予定です。地域の住民同士がお互いに支え合い、日常生活の困り事の一部を助ける活動です。お手伝いできることは、買い物、ごみ出し、話し相手、食事づくり、掃除、その他となっておりますが、できないこともあるが、まずは相談してくださいということです。1枚150円券が10枚つづりで1,500円、1回の利用ごとにチケットで払います。買い物、話し相手、食事づくりが1時間まででチケット2枚、それらごみ出し、掃除が30分以内でチケット1枚です。利用者を支えてくれる協力者が、サポーターですが、サポーターは利用料金の中から事務費を支払うことになります。少額の利用料金の受け取りの中からチケット1枚で50円、2枚で100円が事務費ですが、サポーターの社会貢献の意欲が減退するのではないかと懸念するところです。エプロンサービスが地区の支え合い精神に基づくものであると同時に、介護保険のすき間を埋める性質があることに鑑みて、事務費に該当する部分を補助金として町に支払っていただきたいと考えますが、町長の考えを伺います。

次に、西遊佐まちづくりセンターでの整備のふぐあいと思われる箇所についてであります。まちづくりセンターの入り口が坂になっております。車でまちづくりセンターに入るときは何でもないのですが、坂をおりて道路に出るときに多くの場合は左折のときに車の下部をこする場合があります。これまでも何人もこすった例があるし、早急に改修すべきであるとは考えます。

なお、この点につきましては、私も課長のほうにお願いして対応して下さっているようでございますので、概略について伺いたいと思います。

また、西遊佐の防災倉庫ができて、消防小屋と休憩室が一体となっておりますが、防災倉庫には資材、機材、災害対策用の非常時の食料などが入っているようです。非常時の食料の保管の仕方としては、できるだけ涼しいところに置くのが常識でありましょうが、西遊佐のあの防災倉庫には換気扇がありません。また、通常はシャッターを閉めているので、防災倉庫は通気もなく、換気もなく、非常時の食料が常温で保存可能だとしても、余りよい保管の仕方ではないと思われます。換気扇を取りつけて正常な倉庫にすべきであると思いますが、これについても町長の対応を伺います。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

議 長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）



議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員への答弁を保留しておりますので、答弁を願います。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、私から斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。ちょっと午後からでありますので、スリーピングモードにならないようにしっかりと答弁をさせていただきます。

まず、最初の質問の中でありますけれども、訪問介護とか通所介護、これが介護保険から外れるのではないかという質問ありましたけれども、これにつきましては認定を受けている通所介護、それから訪問介護が介護保険からは外れるものではありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。要は、新たに要支援1、2が段階として設けられましたが、それらが介護保険から外れていわゆる町で行う事業というような形になったということで、そのように理解をお願いしたいと思います。

さて、エプロンサービスに関する質問がございました。平成26年度の介護保険制度の改正で地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実が上げられ、その中に生活支援体制の整備が位置づけられたところであります。本町としては、この生活支援体制づくりを支援するために、今年度から遊佐町社会福祉協議会に2名の生活支援コーディネーターを新たに配置していただき、各地区における住民同士による支え合い体制づくりを進めているところであります。西遊佐地区におきましては、こうした生活支援体制整備の趣旨をいち早くご理解いただき、まちづくりの会を中心に協議・調整を経て10月から事業化に至るものと理解をしております。また、その事業名は、「エプロンサービス」ということで、親しみやすい名称をつけていただいたと思っております。この事業が地域の住民同士の生活支援に大いに役立っていたければ大変ありがたいと思っております。

さて、生活支援体制の整備につきましては、介護保険制度に位置づけられておりますが、実際の住民同士による支え合い事業の実施については、原則ボランティアとして位置づけられております。そのために、事業の持続性を確保するための工夫として「1枚150円のチケット」という仕組みを取り入れたものと理解をしております。このことは、作業等を依頼する側からすれば、無料よりも有料のほうが頼みやすいということや活動を続けるためには連絡調整のための通信費や印刷代などの事務費が必要であることなども考慮した結果と考えております。事務費該当部分の町からの補助とのご提案でありましたが、こうした介護保険制度上のこと、さらには町内で最初の生活支援事業でありますので、まずはその推移を見守りたいと考えております。

一方で、こうした生活支援事業の立ち上げや実際に活動を始める初期には、資金がないためなかなか生活支援体制をつくれないう事態も考えられます。今回の西遊佐地区での事業立ち上げに当たっては、町内で初の事業化ということでもあり、社会福祉協議会の全面的な支援のもとで実施にこぎつけられるものだと理解をしており、大きな期待を寄せているところであります。西遊佐地区以外の地区におきましても、事業導入に向けて対応を検討している段階と伺っておりますが、今後他の地区において生活支援体制づくりを進めていく際にはこうした初期費用について町の支援を検討していきたいと考えております。

2番目の質問でありました。西遊佐まちづくりセンターのふぐあいの箇所についてでございました。県道からの入り口部分での段差が生じており、車高の低い車でとのご指摘のように、車の下部をすっぺらうというようなことも伺っております。この入り口部分については、県道敷地であり、必要な申請手続を経た後改修をしたいと考えております。また、既存の体育館、グラウンド部分も含めたふぐあい箇所につ

いても、要望を伺いながら対応していきたいと考えております。

次に、防災倉庫の件ですが、倉庫に保管している食料は防災用の非常食として販売されており、常温での5年間保存を前提にしている関係から、倉庫内では直接日光が当たるようなことがないようにし、外気温以外の常温保存の状態を保つ構造となっておりますので、残余の答弁等は担当の課長をして答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） エプロンサービスという名前で10月から事業化に、ほとんどボランティアのようなものなわけですが、事業化に向けて頑張っていくということでございます。どんな仕事といたしますか、支援をしていくのかということをやっと見てみますと、ごみ出し、それから草むしり、外掃除、屋内の掃除、パソコン作業の手伝い、買い物、食事づくり、洗濯、簡易な家具の組み立て、着がえ、花の水やり、窓ガラス拭き、電球交換等高所の軽作業、屋内外の簡単な修繕、簡単な家具の移動や荷物の運び出し、庭木の剪定、話し相手、散歩のつき合い、ペット（犬）の散歩等々で、日常生活においてどちらかといえば軽い支援に属するということを考えているというふうな状況のようでございます。

これは仕事の内容でございまして、なぜこういうふうなことに今なってきたのかということをもうちょっと介護と絡めて考えてみますと、2020年を境にして前期高齢者よりも後期高齢者がふえることによって介護保険の認定率が上がって、現状のままでは急激な介護保険総事業費の上昇が起こることが予測されると。だから、結局予算面でだんだん大変になっていくということであつたわけです。今現在でも町の介護関係で予算は19億円くらいありますので、私も結構大きな額になっていると、このようには思っております。

それから、要するにこんなふうになっていますので、医療や介護に使われる税金を抑えていかなければならないということでございます。そのためには、高齢者の介護予防とか生活支援はできるだけ地域で行う時代になってきたということが上げられております。

そして、介護保険制度の方向としては、医療機関の入院期間の短縮。ずっと何カ月も病院に今入れておくということはないようです。そういうことだと思います。それから、介護保険施設である介護療養型医療施設の廃止、これは平成30年3月末までということで。それから、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの利用対象を原則として要介護3以上としていくと、こういうことも上げられております。

それから、介護保険サービスのうち全体の27%を占めている要支援者の多くが利用している訪問介護と通所介護が介護保険給付から外れると。要するに、介護保険から支払うお金というものをだんだん減らしていくと、こういうことが打ち出されているわけでございます。ということになりまして、ではこれからどうしていくのかと。在宅での生活を継続する、していけるように自助、互助、共助というものができるようにしていくということになっております。施設入所にかわる高齢者の住まいの場づくりということでもありますけれども、これ簡単に言えば在宅介護がふえていくのではないかと、このように私は思います。

それから、介護保険給付から外れることになる人たちへの住民団体等による生活支援サービスの提供などであると。それから、生活支援コーディネーター、協議会の役割というようなこともあります。これは社会福祉協議会の皆さん方の指導とか支援ということが出てくるのではないかと思います。

それで、町長からはこういうふうな事業を立ち上げるに至っては、初期費用はかなりかかるであろうと。だから、それについての支援はしていきたいということでございます。何せまだ実際には走り出してないわけですので、ある程度やってみないと現状がどうなのかはそれは確かにわからないことは多々あるのではないかと思います。ですから、初期費用を支援していただくというのはありがたい話ではあると思います。

また、利用していく中で、15枚つづりのチケットを買って、30分までなら1枚、それから1時間までなら2枚というふうにチケットで支払うという形をとっているわけでございます。そして、チケットが5枚たまったらまちづくりセンターで500円の商品券と交換しますよと。こういう仕組みになっております。実際は750円分なわけですが、これが500円の商品券で受け取ってそれまでですよ。一応その計算上はそういうことになるわけなので、ざっと1枚から50円分事務費としてサポーターの方が支払うという形になるわけです。コピー代とかあるいはカメラで写真を撮ったり、そういう経費が、事務経費がかかるということでそういうふうなことにしていくということなわけですが、いかにボランティアを基軸としたものであるとはいっても、非常に受け取る金額が少ないのではないかと私は思います。余りにもそういうものが少ないとなると、サポーターとしての皆さんの意欲が余り盛り上がりなかつたりという場合もあるのではないかと思います。そういう事務費に当たる部分を役場のほうから支払っていただければ、補助金のような形で支払っていただければありがたいものだなと。そしてまた、組織的にも事業が円滑に進むのではないかなと考えておりましたので、そのような提案をさせていただいたということでございます。

今現在は、それはまず棚上げという状況ではございますけれども、この先西遊佐だけでなく、ほかの地区の地区のまちづくりセンターにおいてもエプロンサービスというようなものが実際に動き始めて、それなりに利用者もいると、サポーターもいるという形になってきた場合には、やはり30分で150円、1時間で300円というのは私は本当にもう最低限度の話かなと思います。これ単純に労働基準監督署で適用しているような1時間当たり時給が最低賃金として幾らかであるかというふうなことも一応あるわけですが、それは労働者の話です、あくまでも。あるわけですが、多分今山形県で大体700円くらいではないかなと思います、大体、最低賃金が、1時間。ということになると、その半分あるいは3分の1くらいということなので、そういうチケットを受け取るにしても、やはりボランティアだということにほぼ変わりはないわけです。

だけれども、あるいは何か頼んだうちでチケット以外に何かくれるとかあるかもしれませんが、基本はチケットで支払うということになっていますので、できれば役場のほうに支払っていただければありがたいのかなというふうに思います。というのは、西遊佐の山のほうで松くい虫関係があそこはよくやっているのですが、松くい虫関係でも去年あたりから補助金として、それまではなかったのですが、100万円使っていいよというのが出てきたのです、実際。あれについては、それなりにクロマツ関係の人たちがありがたくいただいて、デジカメ買ったりしてそれこそ使っています。ああいうふうなところには100万円もぼんとお金を出してくれると。

それはそれで十分意味があるわけですが、今の場合は、私ちょっと前の話ですが、サポーターとして登録しているという人が13人くらいはいるみたいです、西遊佐のこれで。ただ、利用者として

登録している人はまだいないくらいなのですが、今暖かいので灯油詰めたりということもないので、今はそうなのでしょうが、これから冬に向かえば寒くもなっていていろいろ頼むことも、雪のけとかもいろいろ出てくるのではないかと思います。そのような場合、1枚のチケットについて50円分くらいを補助金としていただいても私は、こういう底が広い形態をとっておりますので、皆さんには理解をしていただけるのではないかと思います。ですから、今現在は初期費用だけということなようですけれども、将来において初期費用はもちろんそうなのですが、事務費用のまず支援というふうなことも考えることもあるのか、そこをもう一度伺いたいと思います。

議長（堀 満弥君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） お答えをいたします。

初期費用につきましては、町長答弁のとおり今後検討したいということでございます。ご質問の中でありました50円分、事務費分についてぜひ町で補助をとというふうな再質問でもございました。基本的には、議員から今あったとおり、ボランティアというふうなことでございます。

しかしながら、頼むほうのいろいろ頼みやすさというようなことも含めてさまざま考えて150円というふうなチケット制度を導入をしたというふうなことで理解をしているところでございます。今現在は、どの程度の事業規模になるかというふうなこともわかりませんし、また利用申込者は今まだというふうなお話もございました。そうした意味では、やはり町長の答弁にも申しましたとおり、少し事業の推移を見させていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、ボランティアというふうに申しました。例えば地域生活課で所管しております除雪についても、そういう意味ではボランティアというふうに言えるのだろうというふうに思います。そういった町民同士の助け合い、そういったことが本当にやっぱり広がっていければ本当にありがたいなというふうに思っているところでございます。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 初期費用については、まず何とか検討していくと。それから、私からしてみれば、事務費についても支援してもらうような形になればいいのではないかなと思います。

実際例えば松くい虫ですけれども、あれも我々それこそボランティアで草刈りだとか枝打ちだとか行くことがありますけれども、あの団体には本当に気前よく金を出しているなと思います、実際。いや、去年までは本当になかったわけです、あの100万円というものは。

（何事が声あり）

11番（斎藤弥志夫君） もっと前からありましたか。何年前からかあったかもしれませんが、それ以前はなかったので、突然あれも100万円というものが出てきて、私も十分気前のいい支援をするものだとな実は思っていました、そういうこともあるし。

ただ、あれはまさに山の松くい虫に限った話でもそうなのわけです、実際。日常の皆さんの、65歳以上の皆さんの生活支援とは関係ない話なわけです、どっちかと言えば。今の場合は、65歳以上ということにはなっていますが、要するに暮らし向きが少しでもよくなるように地域での支え合いだと、こういう発想と思想なわけなので、ここはぜひ松くい虫に偏った支援というわけではなくて、ぜひ日常の生活というものを理解していただきたいなと思います。そういうことにはならないでしょうか。

議 長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 介護保険制度が始まってから当初は、本当に決算で6億円の予算しか全体でなかった時代から今20億円ほどの時代になりました。そうすることによって町の持ち出しがもう2億円以上という形の中で、だけれどもほとんどが国から来ているという形ありますので、それら等考えたときに、ボランティアのいい会をつくっていただいたというようにうれしさとまた税金ですから、あそこにはいいからあそこには何でもいいやという形のように思っておりません。負担と公平は、議会の皆様から予算の承認をいただいてから執行しているわけですから、やっぱり町民のコンセンサスが必要な部門、特に福祉、介護については必要なものだと思っています。それらについて、遊佐町では老人クラブが大分少なくなったという形で、地域支え合い体制づくり事業を県が主体的にやったものを引き継いでずっとずっと続けてきました、何年か。そうしたら、先日山形県の老人クラブ連合会の総会で全国の特別表彰を遊佐町老人クラブ連合会がいただくというようになっている。やっぱり居場所づくりのためには、議会の皆さんからも了解いただいてそれらの予算をつけている。松くい虫に関しては、実は風力の発電事業者から地域のいわゆる自然を守るために使ってくださいというそれはやっぱりかなりの額の寄附金を毎年いただいているという関係上、それらをやっぱり地域の皆さんから寄附金の一部を使ってもらおうという形にさせていただいているという現状をしっかりと把握していただければと思っています。決してぼんと出しているのではなくて、やっぱり入りがあるから出せる状況になっているということでございます。特に今新しく始まる事業については、介護保険にも外れるという形の支援。では、歳入の面でどこからどうやってお金を生み出すかということは、これから少し考えていかなければならない。そんな事業でありますので、今はまず10月から始まる当初の件については多少支援をさせていただきながら、その事業の推移等を見させていただくということをご理解をお願いしたいなと思っています。

議 長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 私の話をお願いとして、この先々において改善する点が出てくるかもしれませんが、そのときは前向きにぜひ検討していただきたいと、このように考えます。

それから、入り口の自動車の底の腹がつくということだったのですけれども、このことは課長にお願いしてある程度対応してもらっていましたので、よかったと思います。ぜひよろしく最後までお願いしたいと思います。

実際今まで腹がついたという車が何台もありまして、違う道からも行けるのですけれども、そこが間口が広くて本当は通りやすいのですけれども、ああいう状態になっていたものですから、まちづくりセンターに行きたくないという人がいたりしますので、ちょっとそういう意識はぐあいが悪いと思いますので、きちんと修理していただきたいと、このように思います。

それから、防災倉庫の換気扇という単純な話なのですけれども、確かに今資材置いているところには換気扇はないと思いましたが。ただ、あそこは消防小屋と休憩室もくっついておりまして、休憩室には換気扇はあります。軽の消防自動車入っているところも換気扇はあります。私から見ると一番肝心なはずの資機材庫にはないようだけれども、これ今本当にあれはないのでしょうか、あるのでしょうか、換気扇がそこに。

議 長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

平成27年度から2カ年かけまして全地区に防災資機材庫整備をさせていただきました。6カ所ともその資機材スペースには換気扇を取りつけておらないという状況であります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 梅雨の時期とか、特に夏分なんかはやはりカビが生えたりしますよね。特に湿気が多い場所なんかはカビが出ます。そして、倉庫の中がカビ臭くなります、実際。課長はつきり換気扇は取りつけていないということなわけですが、そこに私が本当は問題なのではないかなと思っていたのは、常温で保管できる食料が置いてあるわけです、食料。常温で保管できるとはいっても、では常温で保存可能の食料というものは何度くらいまでだったら常温というふうにみなして保存可能なわけですか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

何度までかというとところまではちょっと私も承知しておりませんが、今回通告をいただいて専門家のほうに問い合わせしてみました。実際に設計をした設計士、それから第三者という立場になりましょうか。別に1級建築士の方に問い合わせしてみたところでした。そうしたら、異口同音にということでありますが、こうした小規模の倉庫につきましては、建築基準法等ルールにその義務づけはされていない。整備をしてもしなくてもどちらでもいい施設だということでありまして、ルールはルールで、では実際使用してみてもの実態はどうなのかなというところも一番整備してから長く経過をしております稲川のほうに出向きましたところ、実は一年中といたしますが、季節に余りかわりなく、非常に快適な状況で保たれていると、環境が保たれているということでありまして、夏はとても涼しい状態に保たれているのだそうです。そのご指摘ありました緊急用の食材だけではなくて、実際に余りにもいい環境なものですから、稲川のほうではイベントで使った食材、もちろん生のものではありませんけれども、常温で保つ必要があるものについてはその防災倉庫にしまっけて置いていると。大変重宝しているというお話でございまして、私どもとしましてそういう回答が返ってきて非常に意外だったのでありますが、ルール上も実際使ってもあんばいがいいということでありましたので、特段問題ないかなというふうに我々としては認識をしておったところであります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 実際問題特段問題はないのかもしれませんが、この常温保存が可能な食料を実際そこにまず保管しておく、入れておくのが今の現状なわけです。だから、その常温保存というものは何度までだったらその温度で保管できるのかと。常温保存ができる温度とは何度までなのかということです。そこを課長明確にまず把握してください。何度までが常温なのかと。その温度までならその温度で保存はできるけれども、もしかしてそれ以上の温度のところに置けば5年間は保存できないということになると思います。ですから、その温度をまず正確に把握すべきではありませんか。

それから、夏分、今稲川の倉庫の話はそういうものは問題ないというふうなことでございましたが、夏分非常に高温になります。非常に高温になります。しかも、窓あけるわけでもないです、私が見ていると。密閉状態です。密閉状態で非常に高温になります。このときどのくらいの温度になるかです、その倉庫の中が。そこもやはり正確に私は把握すべきだと思います。そこを捉えないと、ただ倉庫に物を入れておけばいいということになるのではありませんか、何であろうと。特に私は、その食料について、食べれば食べられるという状況ではあるかもしれないです。食べれば食べられるのだと。しかし、本当に健全な状態で保管できていたのかということになると話が違ってくるのではないかと思うわけです。だから、その温度というものをやはり正確に把握しておくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

温度については、お答え私今のところちょっとそういう情報持っておりませんので、この場ではお答えできません。もし必要であれば後ほど調べて答弁をさせていただきたいと思いますが、先ほど専門家からも確認をとったと、検証いただいたというお話をさせていただきましたが、実際に備蓄リストを見ていただいて、このようなものをしまっているのだというようなことをお示しをして伺ったところ、特段換気扇が必要なほどのものは入っていませんねということでありまして、専門家から見て、こういうご指摘をいただいていますので、換気扇を改めてお金をかけてまでもつけたほうがいいですかと、どう思いますかとまで伺いましたら、どっちとも言えないと、あと判断でしょうというようなことで、その判断をするにしてもいろんな検証の仕方があるわけですが、内部では換気扇をつけたとき、つけなかったときの効果とリスクというものも素人は素人なりの検証もさせていただいたという状況でありました。なお、稲川のまち協の職員からは、ええ、つけるのですかというふうな逆に心配されました。

今資料届きました。日本工業規格では、常温を20度を基本としてプラスマイナス15度の範囲と規定していると。つまり5度から35度ということのようであります。先ほど申し上げたとおり、非常に一定の温度で快適に涼しい状態で夏も温度が保たれているというのが実際使った稲川の事務局の感想でありましたので、そのことも参考にいただければというふうに思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 設計屋さんというのは、多分1級建築士ではないかとは思いますが、建築基準法においてはそういう小型の倉庫のようなもの場合は換気扇は必ずつけるものでもないし、つけてもいいしつけなくてもいいのだということのようです。これはどっちでもいいわけですね。だから、倉庫として小さくても、換気扇をつけて悪いという基準法は多分ないはずなんです。問題は、では今常温保存可能だという温度ですけれども、20度プラスマイナス15度だと。これは、保存する場合においては、低いほうはまず問題ないですね。低くて食べ物が悪くなるということはないので、低いほうは問題ない。問題は高いほうです。35度なわけですね。私は、35度というのは非常に微妙な温度だと思います。というのは、あれだけの日差しのもとで焼かれるように暑いとき、多分35度くらいはなります。私はなと思う。

ですから、課長、自信を持ってこの非常食をそういう状態であるけれども、5年間保存しておいても大

丈夫なのだということであるならば、倉庫の中の温度をはかる必要があるのではないですか、実際。あのかんかん照りの、しかも窓も全部閉めて、シャッターも閉めていると。そのときあの倉庫の中が何度になるかはかなければならないのではないですか。それをやらないで大丈夫なのだと言われても、あのかんかんと暑くなる状態が実感としてわかる人はほとんど信用しません。

ですから、今は秋も9月もなって日差しも大分斜めになってきたので、そんな状況は余りないかもしれませんが、私は常温が5度から35度だという温度もはつきり出ているわけですから、では実際の保管温度は何度になるのかとぜひ課長はかつてみてください、これ。あの真夏の一番暑いときに全部閉め切って。そうしなければこんなに自信を持って言えないのではないですか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えします。

私の感想として自信を持ってお答えしているのではなくて、まち協で使用した、実際に使用されている方の感想、ご意見を自信を持って述べさせていただいているというものでありまして、先ほど来の5年間保存というお話をいただいておりますが、その食品は5年保存の食品として規定されているもので、実際には毎年の地区のあるいは全町防災訓練の中で、毎年という形にはなりませんが、非常食を食していただくくなりして供出をしております、そしてまた数年単位で新たなものに更新していくというシステムにしておりますので、決して5年間ぎりぎりまで保存しておこうというふうに思って保管しておるものではございません。

いろいろとご指摘いただきまして、計測はやぶさかではありません。ぜひ計測をさせていただきたいと思います。いずれかの場でその報告もさせていただきたいと思います。実際には、稲川のそういった使用状況しか確認をしておりませんので、その後整備をした、昨年度整備をした西遊佐もそうでありまして、遊佐地区も昨年度整備をさせていただいております。それぞれ立地の状況、環境も違いますので、その室内の温度の状態がどうであるかというのは若干なりともそういう条件によって影響もあるのかなと思います。また、経年の影響もあるのかなと思いますので、それぞれの使用の実態を踏まえさせていただいて、つまり少しその辺しばらく様子を見ると、見させていただくと。それで、速やかに温度の測定もさせていただくというようなことで、ちょっと経過を見ていきたいと思いますので、ひとつその辺でよろしく願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 温度を実際真夏のあの一番暑いときで窓も全部閉め切ってシャッターも閉めた。その状態でのかんかん照りのときにその倉庫の中が実際何度くらいになるのかと、そのデータをぜひとっていただきたいと思います。それをデータ見て30度にもしかならないのだと、一番暑いときで。それなら一番いいわけなので、だからある程度そういうものをとってもらわないといいか悪いかはつきりわからない面があるので、ぜひとってください。ひょっとしたら40度にもなるというようなこともあるいはあるかもしれないので、そんなことだったら換気扇を取りつける費用を惜しんではられないのではないかと思います。まず、だから35度、一応35度までだということになるのだったら、40度にもなるところで換気扇も回さないでそのままにしておくことは私はちょっと不適切な対応ではないかと考えますので、ぜひまずもってデータをとっていただきたいと思います。



それから、ちょっと戻りますけれども、エプロンのことですけれども、初期費用は町長によりしく願いたいと思いますし、また今10月から始まるばかりですので、半年、1年も過ぎていけばある程度の傾向もわかると思いますし、その状況を見ながら、幾らボランティアだとはいっても、労働基準のどうせ3分の1もならないような、手間が何かわからないような小遣いをもらっているだけです、50円とか100円分の事務費というものに該当する部分はぜひ町のほうで面倒見ていただければありがたいと、このように思います。

なぜかといいますと、これはささやかなことではあっても、介護保険の底辺を埋めるようなことをやっているわけです。相互に助け合うのだと、地域で。だから、社会的なニーズは私は実際これが回り始めれば十分満たすものであると、このように考えます。補助金もそのくらいの補助金だったらいいただいても何にも変でないと。このように考えますので、その両方についてぜひ前向きに検討いただきたいと、このようなことを申し上げまして私の質問を終わりといたします。

終わります。

議長（堀 満弥君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

1番、斎藤武議員。

1番（斎藤 武君） 通告に従いましてお尋ねいたします。

一般に法令や裁判は難しいと思われ、敬遠され、みずからには関係ないものと考えがちで、専門家に任せればよいと思ってしまうことが多いようです。しかし、法治国家である以上私たちの日々の生活や人生は、法令あるいは判例によってかなりの部分が規律されています。敬遠して他人任せばかりではいけないのです。例を示すならば、本日のこの議会へ来る際、多くの方々は道路交通法等に従って自動車を運転してきたはずであり、そしてこの議会も地方自治法等の法令及びそれに関係する諸規定を根拠にして運営されています。

一方、法令や判例というものは、絶対不変でいつまでも正しいというものではありません。時代とともに人々の考え方や社会情勢は変化しますから、それに対応し、適宜修正が加えられていく必要があります。さらに、時代の先端を行く法令、判例は、目新しいがゆえに数多くの厳しい指摘にさらされたりもしますが、その幾多の指摘をクリアした規範が社会に次第に定着していきます。

さて、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例は、少なくとも現時点では時代の先端を行く法令であると考えられます。ゆえに厳しい指摘にさらされます。その厳しい指摘の具体例が現在係争中の臂曲地区での採石事業に係る裁判です。行政処分を契機に処分そのものについての妥当性や処分の根拠となった条例の制定過程や他の法令との整合性、運用の相当性などが原告から問われています。

では、この裁判への対応はどうあるべきなのか。さまざまな見方があるでしょうが、私は町民一人一人がいかに他人事ではなくみずからのこととして捉えること、このことが一つの鍵になると考えます。なぜなら、冒頭申し上げたように、法令や裁判は一見取っつきにくくても私たちの生活と一体不可分なものであり、そしてこの裁判の結果は勝っても負けても最終的には町民一人一人が受け入れなければならないからです。そう考えたとき、町の重要な役割として、町民がみずからのこととして捉えやすいような情報の提供は必須になります。裁判の仕組みや原告と被告双方の主張、根拠となる法令などは、町が町民に対し積極的にわかりやすく情報の提供をすべきです。

去る7月28日、環境審議会委員と水循環保全審議会委員を対象に研修会という形で町は訴訟代理人弁護士を交えて裁判の説明会を開催しました。役場幹部職員と私ども町議会議員は傍聴でしたが、町民一般の傍聴は認められず、内容的にも十分だったとは思えません。加えて、町は原告に対し明確な理由に基づいて反論しているようには感じられなかったのです。時として裁判で不利になるので、町民への情報の提供は控えるべきとの意見が聞かれます。しかし、このことは情報提供の過程で原告を侮辱するような極めて極端な物言いがなされ、かつそのことを原告が今後裁判の中で取り上げるようなケースでもない限り弁論主義のもとでは現実的な話にはなり得ません。かなりの事柄は、既にもう準備書面などで原告と被告双方が知っている事柄なのです。一般の私人間の裁判では、まさにプライバシーの問題になりますが、今回はそれとは全く異なり、極めて公益性の高い裁判です。最も心配すべきは、町民が必要な情報に接していないことによる中、長期的なデメリットです。繰り返しますが、裁判の結論を引き受けるのは最終的には町民なのです。町は、町民に対し十分な情報の提供をした上で裁判上の具体的な争点を共有し、それをもってしてともに闘うべきと考えますが、現状ではその地点に至るまでかなりの距離があるように思います。このあたりにつきまして執行部はどのようにお考えでしょうか。

ところで、今回の裁判に関する事務は、量と質の両面で相当なボリュームのものであると考えられます。役場横断のプロジェクトチームを結成した上で事に対処すべきと考えますが、実際にはごく一部の職員に任されていると推察されます。このことは、その一部職員への過重負担の心配もあり、また技能面での共有や継承にも大きな問題があるものだと考えます。

遊佐町では、残念ながらほとんど耳にしたことがありませんが、全国各地の自治体では地方分権改革を契機に「政策法務」という政策と法務を本来的に結びつけ、政策実現のためにどのような立法と法執行、訴訟対応が必要かを検討する理論と実践両面での取り組みがなされているようです。この裁判は、訴訟法務の範疇ではあるものの、政策法務の射程圏に十分おさまる課題であり、その意味でも真剣に向き合うべきだと考えます。職員数が足りないだとか手が回らないからといった袋小路の理屈に逃げ込むのではなく、工夫を凝らして対応体制を充実させるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、演壇からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、1番の齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

臂曲地区の採石事業に係る係争中の問題、死角はないのかという質問だと思っております。町としては、町民のほとんどが鳥海山を取り巻く水循環の保全や水資源の確保を望んでいる中で、大切な水循環を後世に残すことは町の使命であるとの認識で全面的に争うということを決意を固めて今回の裁判に臨んでおります。

そして、具体的な内容等につきましては、係争中であることから控えさせていただきたいと思いますが、訴訟代理人と協議を重ねながら裁判に対応していることをご理解をいただきたいと思います。私は、これまでも積極的に情報の公開を行ってきたつもりでありますし、行政の評価についても内部評価ばかりでなく、外部評価も含めた形で取り組ませていただいております。また、さきの合同研修会において十分な説明がなされていないとするような判断でありましようが、これまでの区長全体会や町政座談会においても可能な限り丁寧な説明を行ってきたところでありますし、また環境保全団体、農業委員会等の申し入

れについてもしっかりと職員を出向かせて説明をさせていただいてきたところであります。

確かに法廷闘争においては、町民目線から見れば見えにくい部分、訴訟代理人への委任による専門性によりどんなやりとりがなされているのか、なかなか裁判での係争のため理解が難しいところも考えますが、係争の勝利についてはその努力を惜しむつもりはいささかありません。今後も町民の皆様に対しても丁寧な説明を行い、町民の皆様と一体となって裁判に臨んでいきたいと考えております。

次に、訴訟対応の職員体制をご心配のようではありますが、主担当として対応している企画課のみならず、環境面や町道管理、森林保全や林道管理など地域生活課や産業課との連携を強化し、法制執務の面においても総務課と十分な連携をとっており、裁判の傍聴においてもこれらの課職員を毎回傍聴に参加をさせていただいているところであります。また、裁判の状況によっては、さらなる体制の強化も考えていきたいと思っております。

さらに、裁判においては、法律の専門家である弁護士さんの力をおかりしなければならないわけですが、町の顧問弁護士に1名追加させていただいて2名の代理人で対応させていただきました。この点も体制の強化を図ったあらわれであるということをご理解いただき、真剣に取り組んでいるのだということをご理解をお願いしたいと思っております。

今後は、県とも一層の連携を強めるとともに、町民一丸となって裁判に対応していきたいと考えておりますので、何とぞ議員の皆様からも絶大なるご賛同をいただけますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） 裁判に関して、今は裁判ということになりましたけれども、少し前そういう話でなかったわけです。条例をつくれば大丈夫ではないかという話も一部あったりするように私は記憶しているわけですが、私としては状況から考えて、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例ができれば、これはほぼ間違いなく裁判になるだろうと思っております、ですので従前より町はそれに備えてきちっと準備をすべきだというふうに申し上げてきたところです。今回もその延長の上に立って自席から質問をしたいと思います。

また、少し細かい話になるのですが、その7月28日に開催された合同研修会ですが、1つ確認したいのは、なぜ7月28日のタイミングで開催されたのかということなのですが、そこまづお聞かせいただきたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

なぜ7月28日かということに関しましては、まず裁判の進行状況で説明できる状況にあるのかどうか、そういった点とあとは弁護士さんの当然都合もございますので、それらを総合して勘案してその日に決定をさせていただきました。

議 長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） そうしますと、その弁護士の方の都合も大事と同時にある一定のまとまった区切りということに近い状況になったのかなというふうに思えなくもないわけですが、そういう理解でよろしいわけでしょうか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

第1回目の口頭弁論が4月の25日に行われております。そこについては、認否をただけということでございまして、続きまして第2回の口頭弁論で、これが6月27日になりますけれども、その段階で準備書面を準備して町の考え方を示したと。そういった点を中心に7月28日に説明をさせていただいたということでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、双方の主張が一定程度出そろったので7月28日に説明をしたというふうに一応考えたいと思います。

だとすれば、現在目にすることができる答弁書だったり、もともとそもそも訴状がありますけれども、あと準備書面、それと傍聴に行ったときの様子、そのことから私たちは町のあるいは当然原告も含めてですけれども、原告と被告双方の姿勢というものを読み取ることになるのかなというふうに思います。

それで、28日の話の続きですけれども、先ほど私演壇の上で町の説明が十分ではなかったというふうに申し上げました。その趣旨なのですけれども、確かに答弁書ではほとんどの項目を争うというふうになっているわけなのですが、その次の準備書面、第2回口頭弁論で示された準備書面においては、争うとしていながら、その具体的な反論が書いてあるという部分がかなり少ないわけなのです。そうすると、町が争うと言ったのはいいものの、どのような姿勢で争うのかというのが見えてこないのです。もちろん書いてある部分はありますけれども、書いてない部分がかなりの部分あると。それも一つ法廷戦術なのかもしれないけれども、ただそういう状況ですと今の段階で町が争うと言ったのだけれども、どういう方針でどういう部分に重点を置いていわゆる攻撃、防御をしていくのかということが見えないということで申し上げたわけなのです。

訴訟中のことだということは重々承知ですけれども、このどういう方針で何を重点にしてやっていくというのは、非常に町民にとって関心の高い事項ですので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

7月28日の説明会におきましては、裁判上係争中の案件について説明できる最大限の部分について説明をさせていただいたというふうに考えております。これは、あくまで裁判でございしますので、全て100%お答えをすると、説明をしていくということは、そこはなかなか厳しいのかなというふうには考えております。弁護士のほうからとも言われておりますけれども、裁判におきましては自分の言いたいことを反論するのではなくて、あくまでも相手の主張に対して反論をしていくのだと。要するに、言いたいことを言えればいいのではないということも言われており、それが裁判の大原則であるということでもありますので、冷静に粛々と手続を進めていくということになるかと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 考え方の違いと言えればそれまででしょうけれども、ただ重ねて申し上げるわけですが、やはり何が重要なのかなということは、何を重点に訴えたいということは、やはり町民の関心の高いことだというふうに思います。

ちょっと抽象的ですので、そこら辺についてちょっと2点ばかり具体的なことをお聞きしたいと思います。その方針ということで、当然お答えできないということになってもそれはそれで一つの考え方というふうに覚悟した上でお聞きするわけですが、1つ、弁護士の方に参加させていただいている。それは、当然結構なわけですけれども、それ以外の方の専門家の助力というものはどういうふうにしようとしているのかというのがなかなかわからないのです。第2回の口頭弁論で町が示した準備書面の中で、平成24年12月の鳥海山フォーラムの記録というものを証拠として挙げています。これは、私自身も中核となる証拠だというふうに思うのですけれども、それについての説明。準備書面上の記載がわずか600字程度しかないということで、内容を見ていくと、その鳥海山フォーラムの10ページと17ページのある部分から抜き書きとなっているのです。抜き書きですので、当然この内容に誤りということないのですけれども、果たしてその部分から抜き書きでよかったのかなということについては非常に疑問があります。鳥海山フォーラムの当時ですけれども、地球研の中野先生は、鳥海山全体の特徴というものをまずはっきりさせて、それから遊佐町全体の湧水や地下水の特徴、そして最後に吉出山周辺の地下水や湧水の特徴というふうにして、いわば演繹法的にズームインしながら吉出山周辺の水の動態というものを解き明かしています。

しかし、残念ながら準備書面においては、そういうような記述ではなくて、ごく一部の事実しか指摘していないわけなのです。そういう状況において、当然相手の言っていることを答えるという話ですが、法廷戦術としては当然裁判官にアピールをしなくてははいけなくはありますが、その点どのようにお考えなのかという疑問があります。

ちなみに、この際、鳥海山フォーラムの際ですけれども、皆さんご記憶にあると思うのですが、同位体を使った調査がされました。ところが、準備書面では同位体のドの字も出てこないと思います。これで十分足りるという判断をされて準備書面を出されたのでしょうか、役場は足りると思われたという理解でよろしいわけですか。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、係争中の案件につきましては代理人であります弁護士のほうからも係争中であるためその裁判の内容についての答弁は少し控えてほしいということをおっしゃっておりますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

議員が今ご意見いただいたことにつきましては、当然裁判を心配してのことというふうには受け取っておりますので、その辺は弁護士のほうにも伝えまして今後の裁判の参考にさせていただければと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） ほぼ間違いなくいるはずですが、鳥海山フォーラムにお世話になったときの先生方に準備書面の記述をあらかじめ見せて、これで足りるかというふうにお聞きすれば恐らく足りるということはなかったはずで。残念ながら現状では、自然環境の専門家の方にお話を聞いていないという状況ですので、これは前々からも口酸っぱくして何回も言っていますが、直ちに幅広い専門家の力をあわせて対応していただきたいというふうに思います。

それから、具体論としてももう一つ挙げさせていただきたいのですけれども、原告の採石業者は訴状の中で条例の主目的は原告による採石を規制するものであり、いわゆる狙い撃ち条例であるというふうにして

おります。そして、その具体的事実として、遊佐町の住民が反対署名をするなど条例制定前から原告による採石を反対していたとか住民の意見を契機に条例が制定されたというように遊佐町の住民を引き合いに出しております。これに対しては町は、答弁書では争うとしているものの、準備書面において具体的な反論については一切記載はありません。遊佐町は、今までアルミ精錬工場の撤退運動であつたりあるいは特別栽培米の栽培の拡大普及であつたり、環境保全の取り組みについては幅広く時間をかけてやってきたはずで、それについてはこの町のプライド、教示であると思います。その延長上で住民が採石については、当然のこととしてこれはまずいという運動をしたわけであって、このあたりについては遊佐町は当然これ声を大にしてアピールしていかななくてはいけないことであつたはずなのですけれども、反論が書かれていないということに関して、私は非常に残念に思います。このことについて、課長お答えができることであればお願いいたします。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、訴状、裁判の内容については答弁を控えさせていただきますけれども、町民の方々がそういった運動をしてくれたということの思いは十分伝える必要はあるかと思しますので、そこは弁護士の方にも相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 間もなく9月の12日ですか、第3回目の口頭弁論が開催されます。私たちは、議会でですので、残念ながら傍聴には行けないわけですが、そのときの中身というのは第2回目の口頭弁論に出された遊佐町の準備書面に対して原告側が反論してくるわけです。ですので、書かれていなかったと、準備書面に書かれていなかったということに関して、書かれていなかったということに関してもしよつとすれば何らかの反応があるかもしれないということです。やはり裁判事だというのはわかるわけですが、だからこそやるべきところはぜひやっていただきたいなというふうに強く思います。

次に、ちょっと政策法務の観点から考えたいと思います。いろいろ政策法務について、私なりに勉強したわけですが、その中で行政法を専門とする中央大学の磯崎初仁先生という人が「自治体政策講義」という本を書いてまして、その中で非常におもしろい指摘をしていましたので、紹介をしたいと思います。

それは、地方自治体は、裁判というものについておおむね4つぐらいのイメージで捉えているのではないかという指摘です、もちろん例外ありますけれども。1つ目ですが、訴訟への対応には専門知識と時間、労力を要するため、原告、被告を問わず訴訟はできるだけ回避すべきと考える。いわゆる遠訴主義、訴訟回避主義というイメージが1つあるそうです。2つ目として、訴訟の提起は突発的で不運な事実であり、事業のあり方や仕事の仕方とは無関係なものと捉える。いわゆる被害者意識、受け身姿勢、これ2つ目。3つ目は、行政は過ちをしないという建前から、訴訟になった場合、理屈はともあれ、行政側が勝訴しなければならない。勝訴するのが当たり前と考える。行政無謬論、理屈なき必勝主義。そして、4つ目が訴訟への対応は専門家である顧問弁護士に任せればよいし、内部では法制担当組織が担当すればよいと考える。他人任せ、無責任主義と。このように4つぐらいのイメージが地方自治体で持たれているそうです。もちろん例外あります。そうしたときに、総務課長にお聞きしたいわけですが、私の認識

では、当然先ほど説明があったとおり、ほかの部署の職員も傍聴に行かせていると。ほかの部署の職員と一緒にやっていてというふうな話でしたけれども、当然役場職員の人数は限られているということを知の上でお聞きするわけですが、私からすればまだまだ体制は薄いのかな。特に傍聴に行くのは大事なのですが、各論部分の本当の訴訟に関する事務を担っている人というものは、本当に本当に1人、2人前後なのではないかなと。それは、条例をつくることから含めてですが、というふうに思うわけなのです。そこら辺もう一度実情と果たしてこれでいいのかどうか、総務課長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

先ほど齋藤議員は、壇上で地方分権改革のお話に触れられておりました。私の認識でも確かにあれは制定は2000年だったと思っておりませんが、以来法制執務という概念から政策法務へ、いわば受動から能動への転換が図られたものというふうな理解をしております。それまではどちらかというと法令、条例を単なる知識として理解をし、事務をとっていたという嫌いがございましたが、今度は政策法務という観点で行政課題解決あるいは政策実現の手段としてその政策法務を身につけていこうというようなことがその改革、地方分権改革の趣旨でもあり、また法制を担当する我々の責任であるというふうに理解をしております。

もう一点、これも壇上でありましたが、遊佐町役場の中からは政策法務という言葉が余り聞こえてこないというお話でございました。一面事実かもしれませんが。外部になかなか政策法務ということを発信する機会はそれほどなかったかと思いますが、実は8月に庁内のいわば横断的なプロジェクトといいますか、組織を持っておりまして、法令審査委員会とっております。委員長は私であります。その中で私は、冒頭挨拶の中で政策法務について触れさせていただいております。具体的には、立法執務あるいは解釈、運用、執行、法務、それから今回問題になっております総称法務、この3つを指して言っているわけですが、今回の訴訟におきましても私どもといたしましては、法律を、採石法等の法律をどのように解釈をして、そしてその地域の実情に応じてあるいは独自の政策実現のために、いわばリスクを犯してでもその立法意義に根差した遊佐町ならではの条例を構えるといったスタンスで条例制定に至ったというふうな考えを持っております。私どもといたしましては、まさに歴史的使命を帯びた条例であるというふうに考えておりました。この条例のもとで法令を主管する立場、私といたしましては法令審査委員会の委員長を務める立場で所管と情報を共有し、また課題を共有いたしまして、町を挙げて、役場を挙げて、いわば全庁的に連携をしていきたいと、法制の立場からもそのように思っておるところでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 外部的には、政策法務の言葉が出ていないということでした。ぜひこれからは外部的にも積極的に出していただきたいというふうに思うところです。

確認なのですが、演壇で申し上げた訴訟対応について、役場の中で横断チームをつくるべきではないかということを申し上げたわけなのですが、その中のお答えとしては、傍聴に行ったりとかしているという話だったのですが、これちょっと念のため確認したいのですが、明確に、当然内部組

織で結構なのですけれども、一定の形のあるチームというものはつくられているものでしょうか。

総務課長、お願いします。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

名称といたしましては、プロジェクトチームみたいな名称は当然掲げていないわけでありまして、採石法の許認可関連する法律等に基づいてそれぞれの担当する課で対応していただいているというのは町長の答弁でもあったとおりでございますし、最終的には課長会議で議論をしていただいております。そういった面で、当然それぞれの担当課の職員、総務課、それから産業課、地域生活課それぞれに担当課がいるわけでございますけれども、それに加えて前担当であります健康福祉課長、それから総務課長、それから最終的には課長会議で判断をいただくというような体制をとっておりますので、プロジェクトチーム並みの体制はできているというふうに考えております。

議 長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） わかりました。

すみません、改めて総務課長に確認なのですが、今回条例の担当になったのは企画課でした。ただ、私ちょっとやっぱり企画課という仕事の中身からするとちょっとそぐわない部分があるのかな。条例をつくるまではいいのかもしれませんが、その後の訴訟の直接担当になるのが企画というのはそぐわないのではないかな。むしろそうなった時点では総務課に移して総務課のもとでやったほうが政策法務という観点、訴訟法務という観点からいいのではないかなというふうに思うわけなのです。それが企画課が本来やっていることにしわ寄せが行くことを防ぐためにも総務に移すというのも十分ありなのかなというふうに思うわけなのですけれども、現状では企画課の方が中核部分を担っているというわけですね。今の状況もそうですし、今後いろんなことがあり得る。裁判というものは、いつ起こってもおかしくないわけですので、そういうときにあくまでも現課が担当ということを経験するのか、それともある程度のボリュームがあるものは企画課がメインになってやっていくのかということに関して今時点でお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

議 長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

私は、逆だと思います。これまでの経過を簡単に申し上げますと、実は所管は当時、当時というのは平成22年度まで地域生活課にこの岩石採取事業につきましては担当置かれておりました。これを23年度から企画課に事務移管を図った。これは、町長の肝いりです。つまり、私が反対だと申し上げたのは、やはり町の重要政策にかかわるもの、それからボリュームのあるなしにかかわらず、その重要性に鑑みて庁内横断的に対応していくべき事業、これは町長の判断でございますけれども、そのような観点に鑑みて町長のご英断で企画課に移管をしたというものでありまして、今現在そのような推進体制をとっているということは、私は正しいことだというふうに理解しております。

議 長（堀 満弥君） 1 番、齋藤武議員。

1 番（齋藤 武君） 私もその内実までは踏み込めないところにいますので、これ以上言えない部分がありますけれども、しかしいずれにせよ企画であろうと地域生活であろうとその政策法務の事実というこ



とでは変わらないわけですので、その時点で見れば大きなかなめになっているのは当然総務課だと思います。そういう時点でやはり総務課の役割というものは非常に大きなものかなというふうに思います。

いろいろ話ができるかと思ったのですが、残念ながら裁判中だということでなかなか具体的なお話がいただけなくて残念なわけなのですけれども、ただやはりちょっと申し上げておきたいのは、弁護士との連携というものは非常に大事です。大事だからこそということもあって1人から2人にふやして今やっているとこのように思うわけなのですけれども、ただ弁護士は弁護士で大事でありつつも、代理人だという立場でもあります。つまり、本人ではないわけなのです、本人はここで言えば町ですけれども。つまり、本人ではないので、代理人は当然知り得る情報に限りがあるわけなのです。本人の町から代理人に情報を伝えなければ、代理人が幾ら優秀でも料理の材料がなければ料理のしようがないということもありますので、そういう意味において私はそもそもの情報を伝えているのかなという危惧があったので、いろいろ具体的にお聞きしたわけです。自然科学の専門家とのパイプ役として役場が動いているのかとかいろいろ疑問があったので、お聞きしたわけです。ところが、それに関しては訴訟中なのでお答えできないということで残念でした。

あと繰り返しますけれども、何度も言いますけれども、この裁判というものは極めて公益性が高いということです。遊佐町には、誰しもうかがえるように諏訪部祭のように公益を大事にする文化、風土があったというふうに思います。いわゆる説明責任というものは、今に始まったことではないわけですけれども、やはり裁判においても当然結果が出てくる以上説明責任は必要です。それは、出てからの説明責任もあるでしょうし、途中途中で適宜説明責任を果たしていくということが大事だと思います。

それから、その情報発信ですけれども、訴状だとか答弁書、準備書面閲覧できますよと。それはそれで大事なのです。遊佐町役場に行けば見られると。非常にありがたい話なのですけれども、それは基本的には裁判所で見られる情報であって、遊佐町役場だとそれに上乗せしてさらに見られるかということそうではないと思います。なので、情報発信というものは、私の考えるのは、ただ見せるということではなくて、能動的に遊佐町はこういう方針で裁判を闘うのだという情報を出していただきたいという意味で情報発信と申し上げたわけです。

最後にですけれども、やっぱり裁判事だということが今回何回も出されました。それによって水循環保全の町内の取り組みとかあと総務課長にお聞きしました政策法務の歩みあるいは自然科学の専門家との連携というこういうものが萎縮してはまずいというふうに思います。今の状況は、何か全て裁判のことだから言わざる、聞かざるみたいな感じになっているということに私は危惧を覚えたので、今回質問をいたしました。当然この話は、裁判の話は進展していけばいろいろ中身が変わってきます。時間はかかりますけれども、時間の問題で結果は出ることですので、今後とも折に触れて確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしますというのも変ですけれども、しっかり見ていきたいと思います。

以上で終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、情報公開について、何ら係争中で今これから裁判向かうという段階でのものについては、それはなかなか公表できないというのは、これから今9月に裁判迎えているわけですから、その前に手のうちをみんなさらすなどというのは、それはできないわけで、その辺はご理解をお願いした

と思います。

適宜時期に合わせながら情報は公開していくつもりでありますし、実は非常に心強いのは、水循環、健全な水循環を保全する条例をつくることからしっかりと相談していただいた弁護士さんが今回のメインの弁護士さんになっていただいているということは、町にとってその条例つくることからどこまで行けばアウトだよと、ここまでなら大丈夫ですよというその確認を議論をしながらつくってきた弁護士さんが顧問弁護士になっていただいて、もう一人、2人で膨大な量の資料を見ながら係争していただいていること、本当にありがたく、感謝を申し上げたいと思っています。

今情報足りないのではないかと。それは、途中、第一審とかいろんな形で進んでいった途中でその情報はしっかりと公開をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思っています。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

2時50分まで休憩いたします。

（午後2時29分）

休

憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後2時50分）

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 本日最後の一般質問となりました。先ほどから雑談にあったとおり、ツーデーマッチに20キロ歩いた方もおられます。議運の方々の配慮によりまして、きょうは少し早く終わってゆっくり休めということであろうと思います。私も簡明に一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に臂曲地区の岩石採取事業はということで質問させていただきます。臂曲地内での新たな岩石採取計画に対しまして、「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の規制対象事業としたことで県としても事業を認可せず、現在のところ採石がとまったことは大きな前進と考えております。

ところで、平成28年10月24日及び先月8月8日に現場を見てきたように、採石されストックされた岩石が大量に積まれておりました。さきの定例会での質問から、県の回答によれば、ストックされた岩石は事業認定期間が終わっても搬出は可能とのことであります。では、29年度においてどの程度岩石の搬出は行われたのか、または終わったものなのか、監理委員会及び事業者の報告をお聞きいたします。

さて、緑化対策につきましても再三お聞きしてまいりましたけれども、採石地を見上げる限り一向に緑化が進んでいるようには見えません。今年度29年度は、どのような作業が行われたのか、県の指導はについてお伺いいたします。

臂曲地区岩石採取事業について最後の質問となります。先ほどの1番議員の質問でもありましたが、採石事業に係る裁判では、「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」の規制の対象としたことでの争いとなります。水資源を争点として闘っていくわけですので、わかりやすくその内容について説明をお願いしたいと思います。

次に、未来につながる町にということで質問をさせていただきます。人口減少の中で、持続的な成長を図る自治体経営の視点が必要と考えております。私は、行政サービスの現場を全て見ているわけではなく、要望するばかりですが、どのように地域に喜ばれる使い方をしたのかが知りたいと思います。かつて先輩議員からもよい仕事はちゃんと褒めなさいと教わりました。自信を持って取り組んでいる事業を応援したくこんな変化球を投げてみました。

よろしくお願いいたします。以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、7番の阿部満吉議員に答弁をさせていただきます。

臂曲地区の岩石採取事業に関連する事業でありました。岩石の認可期間中に掘削し、場内にストックされた岩石については、その認可期限が過ぎた後でも場外への搬出が可能であり、県を通して国のほうに確認をしているところ、確認済みであります。ことしの4月から臂曲地内における採石場からの搬出が再開されておりますが、去る8月24日の町による定期点検の際に確認したところ、まだストック分は残っており、会社によりますと9月中旬ごろまでは完了する予定であるということであります。

また、場内の緑化についてであります。去る5月15日に緑化推進の依頼文書を会社側へ通知し、昨年の事業監理委員会でも約束をしておりました枯れた苗木の補植について履行するよう申し入れております。これに対し、同月5月の23日に会社側から回答があり、26日から2日間にわたり約1,000本の杉の苗木の補植を行っていただいております。ただし、新たな採石箇所につきましては、現在また新たな採石計画をめぐって係争している関係から、今年度中に行われる予定はないようであります。

一方、6月に県のほうで立入検査を実施した際の苗木の生育が進んでおらず、6年前に芝張りした箇所には松などの自然緑化が見られることから、緑化計画の見直しを検討するよう指導したとのことであります。

さて、お尋ねの裁判における争点についてであります。何を争点にするかは訴える側、原告が決めることでありまして、町は被告である以上、相手の主張に対して丁寧に反論をしていかなければなりません。原告の主張及び請求については、これまでも広報等でお知らせしておりますが、町としては全てを棄却すべき旨を主張して全面的に争うこととしており、今後の裁判の経過でその説明をすることとなっております。これまでの経緯については、広報やホームページで公表しているほか、先ほども申し上げました区長会や農業委員会、また環境保全団体等からの申し入れにより時間をいただいて担当より説明をさせていただいております。今後も可能な限り情報提供に努めてまいります。専門的でわかりづらい点に留意しながら説明をいたしたいと思っております。

2問目の未来につながる町についての28年度、29年度の取り組みについては、各課長をもって答弁をいたさせます。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

昨年からことしにかけ相次ぐ台風の襲来により豪雨災害あるいは熊本地震や糸魚川大規模災害など多くの災害があった年でありました。本町にあっては大きな災害もなく、しかも毎年決算が示すように、平成26年度から28年度までの3カ年連続で災害復旧費の出動もなく、比較的穏やかな年が続いていることを

ともに喜び合いたいと思います。

それでは、議員から未来につながる町にという表題で成果事業の紹介をとありましたので、まず私からさきの合併60周年記念事業のメインテーマ「子どもたちに夢を」を引き継ぎ、昨年度に第8次遊佐町振興計画を策定しておりましたので、子供たちの夢を育む町づくりという観点で子供、青少年、若者が主役となった事業を例に出し総括的に事業概要の紹介をさせていただきます。

昨年は、選挙権年齢を18歳に引き下げる改正公職選挙法のもとで参議院選挙が執行されました。少年議会の活躍とともに、今後ますます若者の政治参画、町づくりへの積極的なかわりが期待されるものと思います。近年地域おこし協力隊の柔軟な発想と行動力が起爆剤となり、移住定住施策などの分野で本町の情報発信力が町内外から高い評価を得ております。例えば山形ふるさとCM大賞で「おでこの町遊佐」が初のグランプリ受賞となりました。また、日本住みたい田舎ベストランキングの若者世代部門で遊佐町が東北1位に輝きました。県立遊佐高等学校への各種支援事業促進の結果、平成28年度は定員の40人、今年度は37人が入学しました。少子化を踏まえ、将来とも入学者を確保する道筋をつけるとともに、少年議会の活発化や元町のにぎわいづくりにもつながっていくものと考えます。

一方、Uターン促進事業として、遊佐町民同窓会遊人会会の企画による「遊佐町の牡蠣を味わう会」が遊佐出身者40人の若者を集めて首都圏で開催をされました。これで都会に暮らす若者メンバーとのきずなをますます深めたものと思っております。昨年度から「広報ゆざ」で連載の「ふるさと想ひびと」とあわせてこうした話題を紹介していますので、広報を今後ともご注目をいただきたいと思います。

私からは以上となりますが、今後とも若者定住、そしてにぎわい創出という観点からも若者の活躍が目に見える町へ、若者の力、若者の意見が町政全般に反映される仕組みづくりに努めながら、オール遊佐の精神で行政運営に当たってまいりたいと考えております。

以下、順番で各課長から所管の事業の紹介をしていただきます。

議 長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

総務課長のほうから企画の分野についても大分触れていただきましたけれども、改めまして企画課についてよくできた事業という部分についてお答えをしたいと思います。まず、企画課については、基本的には全ての事業についてよくできているというふうに考えております。各係それぞれにおいて一生懸命事業に取り組んでおりますし、よく頑張っているなというのが課長の考えであります。

企画係では、昨年の9月に鳥海山・飛島ジオパークが日本ジオパークに認定されましたし、新たな10年間の町づくりの基本となる第8次遊佐町振興計画を策定し計画をスタートさせております。また、まちづくり支援係では、ふるさと納税で昨年は目標の1億円を突破し2億円を超えました。ことしも8月末現在で約1億5,000万円の寄附をいただいております、町の経済の循環に大きく貢献していると考えております。さらに、観光物産係では先月の26、27日に行われたSEA TO SUMMITにおいては、吉村山形県知事からも参加をいただき盛んに大会がされ、鳥海山を大々的にアピールできましたし、それ以外にももう毎週のように事業を行っており、インバウンド、交流人口の拡大、町の情報発信と、これも経済の循環に大きく貢献しております。

そして、定住促進係では、平成25年に遊佐町定住促進計画を作成し、空き家バンクを活用し空き家利活

用促進事業等を行いながら若者に選んでいただける町づくり、移住定住の促進を進めております。今年度の5月から7月にかけて本町の人口がプラスに転じました。正確には、7月はプラス・マイナス・ゼロでありますけれども、これは減少はしていないということであります。この要因は、いろいろあると思いますけれども、これは定住促進を進める上で、支援ガイドにあるように各課のありとあらゆる施策、子育て、教育、働き場、交流、結婚など、そして住まいに関する約40の施策をもって対応していることが結果につながっているのではないかというふうに思っております。これらの施策が町内の方はもとより、若者、移住者の方々に受け入れられた結果だったと考えております。

企画課で受け持っている事業に関して申し上げますと、空き家バンクを通した中古住宅の売買、賃貸、それからニュータウン青葉台住宅団地の分譲、そして民間の力を借りた民間供給支援型賃貸住宅、これらが全てうまくかみ合っただけでこういう結果につながったのではないかというふうに考えております。空き家バンクの取り組みだけでもだめですし、分譲地の販売だけでも移住者のニーズに応えなければならないのではという思いがありますので、引き続き町内の方、移住者の方々に受け入れられるような対応をしていきたいと考えております。ことしは、定住促進計画の見直しの年でもありますので、ありとあらゆる施策を各課の総力を挙げて定住促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） それでは、産業課所管の主な事業で人口減少対策に結びつくのではないかと考えられる、28年度、29年度もそうですが、引き続いてやっている事業について説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、働き場の確保、雇用の創出という点から見ますと、昨年度、今年度と既存企業の増設が続いております。西部工業団地内の1社は完成、今後本格的な操業を開始するという見込みとなっております。あと鳥海南工業団地内の1社につきましては、設計が完了して、いよいよ着工という段階となっております。また、今年度に入りましてから酒田市の企業が吉出地内にウイスキー蒸留所を新設することが決定いたしました。それから、鳥海南工業団地内においても、現在3件の企業進出の問い合わせがあり、あと少しで立地が決定するという状況もあり、県と一緒に対応をしているところでございます。また、これまでも各企業の就職希望者の方々に助成支援制度の新設や拡充に取り組んできました。具体的な事業としては、28年度からの新規事業であるＩＪＵターン者就職支援事業などを実施してきたところでございます。さらには、就職希望者の方々が就職に対して必要な資格取得に係る経費を支援する就職資格取得支援制度を28年度より新設してきたところでございます。今後も引き続き対応の充実を図り、企業の新規立地、新たな働き場の確保、就職支援等に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、第1次産業の振興のためには、担い手の確保、後継者の確保が必須ということでございまして、これも最重要課題となっております。農業部門を見ますと、28年度より創設されましたチャレンジファーム事業がございました。現在は、国の国庫補助事業が農業次世代人材投資資金という形に変わりましたが、旧の制度では青年就農給付金であります。この併用で新規就農者の支援をするという制度でございまして、28年度の実績としましては4名ということで、農業研修生が1年間町内の農家の皆さんのもとで研修を受けて2名が29年度当初で新規就農者として就農、1名が29年度中に就農予定、あ

と1名が研修2年目ということで、29年度に引き続き行っているところであります。就農済みの2名の方については、農業次世代人材投資資金準備型の延長として、就農後に給付される経営開始型を受給しており、認定新規農業者として綿密な営農計画のもとで経営をスタートさせているというところでございます。

続きまして、水産の部門、水産振興というところに目を向けますと、担い手確保という点ではサケふ化場の新築に伴いまして遊佐町鮭漁業生産組合に若手の後継者が新規に加わり、北海道さけ・ます増殖事業協会との技術交流会に参加できたということは大きな進展があったものと思います。また、漁村センター内では、サクラマス陸上養殖実証試験事業が始まっておりまして、養殖実証試験施設が今月の末に竣工する予定となっております。実証試験中は、事業実施主体者でありますマルハニチロから担当社員が遊佐町に常駐する予定となっております。実証試験事業は、これから3年以内で完了する予定であります、終了後の本事業においては海外輸出をメーンターゲットとしたサクラマス加工事業所を遊佐町に創設することが想定されておりますので、将来の雇用の場として期待されているものであり、今後もコンソーシアムや関係団体と連携して進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、働き場の確保による人口減少対策の主な事業を説明させていただきました。

議長（堀 満弥君） 次に、川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

未来につながる町にということでありまして、何をやるにも基礎が大事と考えております。そこで、地域生活課としましてはライフラインの維持管理やごみの処理など町民生活の基盤である各事業の適正、迅速な執行を挙げたいと考えております。地域生活課は、町民生活に直結する道路、橋梁、公園、下水道、上水道など施設整備、維持管理を行うほか、住環境整備、地域環境の保全対策など取り組むことにより自然と調和した安全、安心、快適な町づくりを課の目標としております。このようにして町民生活に密接にかかわる事業が多いため、各集落からの要望が多く寄せられます。重要性、緊急性、費用対効果、さらには各地区の偏りなども考慮し施設整備や修繕など迅速に誠意を持って対応することを心がけております。あつて当たり前の施設、ふだん何げなく利用している施設、このような施設であればこそ常に問題なく利用できることが維持管理担当には求められているものと考えております。そして、そのことは、各職員の日ごろの担当業務への取り組みにより実現し、町民の日常生活が維持できているものと認識しております。

個々に挙げるとすれば、町道に関して言えば、限られた予算の中で適正な施設整備、維持管理により利用者の安全を確保できておりますし、先日発生をしました杉沢本線の落石のような夜中に発生するあいつた緊急的な対応についても迅速に対応できております。また、上水道についても、同じく休日、夜間問わず漏水等あればそれに対応する。こういったものを迅速に対応できたなというふうに考えております。中でも上水道については、濁水対策、近年発生することなく常に安全で安心して利用できる水道水の供給ができておりますし、土地利用、住環境について言わせてもらえば、これについては長年要望されてきた都市計画区域の市街化調整区域における土地利用規制の緩和に向け地区計画策定の準備に着手できたこと、これもよくできた事業ではないかなというふうに思います。また、下水道やごみ処理など生活環境、衛生環境の保全事業についても、住民生活、地域住民の協力も得ながら各事業に取り組み、環境の保全に結びつけることができたというふうに考えております。今後も快適な町づくり、住みたくなる町づくりに

向けて各事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（堀 満弥君） 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長（高橋 務君） 健康福祉課からは、ゆざ健康マイレージ事業についてお話をさせていただきますというふうに思います。この事業につきましては、平成28年度初めて実施をしたということであり、28年度の実績で申しますと、20ポイントためて商品券1,000円をいただいた方が465人というふうになってございます。今年度は、またそれ以上にチャレンジをしていただいているということでございますけれども、この健康マイレージ事業によりまして百歳体操に取り組んでいる団体が現在25団体、運動サークルが21団体というふうなことで、大変多くの皆さんから健康づくりに取り組んでいただいているということでございます。日常生活に目標を持つことは、非常にいい効果をもたらしているのだというふうに思っているところでございます。それ以外の具体的な効果につきましては、やはり健康についての関心の向上、2つ目としては講演会等諸事業、健康支援係で実施しております諸事業への参加者がふえている、あるいは先ほど申しました自主サークルの結成、こういったことがございます。特にこういった社会的な活動に参加をするということにつきましては、統計的には鬱の罹患率の低下あるいは検診受診率の向上、こういったことが認められているということでございます。将来的には、医療費や介護給付の低減を期待するところではあるわけでありまして、何よりこの健康な町民がふえることは、幸せな家庭あるいは地域の元気につながるというふうに思っているところでございます。今後とも内容を反省を踏まえて評価をしながらバージョンアップを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（堀 満弥君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） 私からは、町民課この4月から取り組んでおりますご当地婚姻届についてご報告を申し上げたいと思います。

遊佐町では、一昨年10月に遊佐町総合戦略を策定しております。その政策パッケージの中で若者の定住を支援し、安心して子供を産み育てられる環境をつくるという政策の具体的な取り組みとして、このご当地婚姻届の作成が掲げられておりました。遊佐町オリジナルの婚姻届であります、鳥海山の写真を使ったブルー系のものとそれから米～ちゃんファミリーにハートをあしらったピンク系の2種類を用意をいたしまして、年度が改まった4月から受け付けを開始したところでございます。マスコミのほうにも取り上げていただいて、中でも山形新聞さんには取り扱いの開始のお知らせから始まりまして、提出第1号となりましたカップルをご紹介していただいたり、あとご当地婚姻届という商標登録に関するやりとりが少しありましたが、そういった経緯についても何度も掲載をしていただきまして広く周知が図られたというふうなことで感謝をしているところでございます。取り扱いを開始したころは、果たしてこれ使っただけののかなというふうなことで、正直不安な気持ちもあったわけですが、おかげさまで8月までの5カ月間で入籍した20組の中で11組のご利用をいただいております。担当として、本当に大変うれしく思っているところでございます。

ご当地婚姻届は、この取り組みが若者たちの話題となりまして、婚姻届提出が一つのセレモニーとして注目をされて、結婚への機運が高まることによって、この遊佐町に住み続け子供を育てたいという雰囲気づくりが図られることを期待するものでございます。今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 最後に、佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） それでは、私のほうから教育課関係の事業についてご説明をさせていただきますが、教育課については命輝く子供の育成ということを目標といたしまして、教育長、教育委員長、それから学校の先生方、地域の皆さんと連携をしながら日夜職員も頑張っているという状況でございますので、特段よくできなかった事業というものはないと思ってございますが、実は午前中からも質問がございました小山崎関係の文化財保存事業につきましては、現職員は非常に頑張っておりますので、まずは優しく見守っていただければと思っております。

私のほうから紹介したいと思いますのは2つほど、遊佐高校就学支援事業と少年町長、少年議会事業について説明をさせていただきます。ほかの事業についてもお話をしますともう時間終わってしまいますので、詳しくは教育委員会の事務点検評価報告書を28年度事業の部分各議員にもお渡ししておりますので、ごらんになっていただければと思いますが、当然遊佐高校就学支援事業については、支援の会の支援をもとに行っておりますけれども、各議員からも会のほうにはご入会をいただいておりますので、あわせて支援をしていただいているということで、まずは平成27年度の入学者数が19名という危機的な状況でございましたので、その後の皆様方のご支援によりまして、まずは28年度が40人、29年度が37人という入学者を迎えることができました。もうご存じでありますので、今さら言うまでもないとは思いますが、就学支援金としては1人当たり7万円を支給しておりますし、介護職員初任者研修受講支援金としては3万円の受講料のうち2万5,000円を補助しております。キャリアアップ支援費としては、普通自動車免許取得支援金として1人当たり6万円、さらに通学支援として町外からいらっしゃる通学者の支援としてタクシーを借り上げて現在2路線で運行しておりますので、総額として平成28年度は950万円ほどの事業費で対応しているという状況でございます。また、若者の育成ということで事業が進められた、当時は教育課ではございませんでしたが、少年町長、少年議会の公選事業が2003年に誕生いたしました、現在まで継続されているという状況で、現在第15期を迎えておりますけれども、7年ぶりの少年町長選挙も今年度は実施をされております。これまでの長い活動の成果が全国的にも認知をされてきたのかもしれませんが、7月3日には衆議院議員による視察も行われておりますし、来月の10月には福井県の越前市で行われる地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム2017の第4分科会で事例発表も依頼されておりますし、そちらに職員を派遣するという予定をしております。今後も若者の柔軟な発想や思い、鋭い視点等町づくりに反映させたいと思っているところでありますので、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 大変課長には、ご負担をおかけいたしました。聞いていてなかなかいいチームだなというふうに思いました。町長のいわゆる人口減少に歯どめをかけるというその徹底した考えがいいチームをつくっているというふうに感じました。大変質問したことを申しわけなく思っておりますし、とても心強い答弁であったと思います。

ただ、ある程度有名になってくると全国いわゆる視察やら何やら、私たちもそういうところを目指して



視察に行くわけですがけれども、褒め殺しに遭わないようにぜひひとつ気を引き締めて任務を遂行していただきたいというふうに思います。

それでは、まず最初の岩石採取に関しまして、6月の議会のほうで私ら4人少しエネルギーの使い方を間違えまして、いわゆる一体感がないというふうな印象を与えたこと、大変個人として申しわけなく思っておりますが、岩石採取反対ということでは共通しておりますので、続けて今後とも見守っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

その中で、いわゆる裁判の争点というふうなことで、いわゆる訴えられた側ですので、相手に合わせて答弁をしていくのだというような話がありました。1つその前に、弁護士の先生が花火大会であるとか先日のツーデーマーチ等々に参加していただいております。一体感を持って遊佐にかかわってくれてとてもありがたいと思いますし、一緒に闘う気持ちは本当に伝わってきております。ますます応援したくなりましたので、一言質問の前につけ加えさせていただきます。

続けますけれども、いわゆる環境保全のためにいわゆる水循環条例をつくったわけですので、その辺はやっぱり今後とも町としての毅然なスタンスにすべきだろうというふうに思います。いわゆる1つその中でわからないのは、標高320メートルというものが何で320メートルなのかというのがよくわからないのですけれども、今の採石事業の中では320メートルというふうになるのかもしれませんが、鳥海山は平らなわけではないので、上に登れば、320メートルより上に行けばもっと浅く掘っても水が出てくるという可能性もあると思います。その辺の地下水に関して、もう少し別の見方が必要になってくるかと思えます。平成25年にいわゆる地下水脈の地図をつくってはどうかというふうな提案もしたこともございますので、その辺のいわゆる理論武装的なものは遊佐町としても用意しておくべきではないのかなというふうに思いますので、重ねて質問させていただきたいと思えます。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほど齋藤議員の質問にも答弁したとおり、裁判、係争中の中身についての質問は今回控えさせていただきたいと思えます。今いただいた意見につきましては、顧問弁護士のほうにお話をいたしまして検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） それでは、そういうことでございますので、いわゆる緑化再生に関しまして今後とも進めていただきたいと思います。ただ杉を植栽するだけではなくて、いわゆるほかの芝生を張ったりとかという手法もあろうかと思えます。その辺のいわゆる県の見方としてどんなふうなことが今後指導されていくのか、その辺詳しいことがわかればお願いしたいというふうに思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁の中にもありまして、県のほうで6月に立入検査をして指導をしているようでございます。その通知ですがけれども、ことしの7月25日に川越工業に対して出しているようであります。岩石採取場等立入検査結果通知書という文章で出されておまして、内容につきましては現在前回の認可計画で植栽した杉については、要するに成長が見られないということでもありますので、周りの環境を見る

と雑木が主体であると。そういった雑木が主体でありますので、芝張りだとか広葉樹だとかそういった違う植樹についても検討したらどうかというのが通知の大まかな内容でございます。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 以前にも私も杉だけでなく雑木もというような提案もしたこともございますので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それから、いわゆる搬出されない風化岩というものがかなり大量に積まれているように感じますけれども、あの辺の処理というものはどういうふうになるのか質問させていただきます。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをいたします。

先月8月24日に現地のほうを確認させていただきましたけれども、風化岩がどれであるのか、どの部分なのかというのは確認をできておりません。基本的には、風化岩については計画の中で埋め戻しに使われたという認識をしております。まだ現在現地にはかなりの採石が残っておりますので、先ほど町長が答弁したとおり9月の中ごろまでに搬出されるということを会社のほうからはお聞きをしております。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） 今後の動きを見ながらまたまた質問していくことにいたしまして、岩石採取に関しましてはこれで終わりたいと思います。

いわゆる未来につながる遊佐町にということですが、今後遊佐町、どうしても全国的に人口は減少していくわけでありまして、人口が減れば何が大変かという、いわゆる先ほど各課長からもお話がありました中で一番心配なのがいわゆるライフライン等々の、いわゆる上下水道、道路の維持管理にお金がかかる。それから、健康福祉関係のいわゆる弱者対策というものにお金がかかる。それを町民で賄い切れるかどうかというのが今後の課題になるかと思います。そう簡単な問題ではないので、簡単であればどこでやっているわけですので、1つの方策として、1つはいわゆる公共的な建物のコスト低減というのが1つ今までもお話ししてきました。

もう一つ、今後計画されるであろう庁舎ですが、庁舎をただ単なる庁舎にはいけないというふうに思います。庁舎から何らかのお金、稼ぎが発生できるような方策があるのではないかと。いろいろな試しの政策が行われているようです。例えばいわゆる建設費用30億円かかればその建物が一生を終えるまでにその5倍、最大5倍の150億円かかるというふうに試算をされております。その中で、隣の県の紫波町に複合施設がございます。図書館にカフェやマルシェ、いわゆる商業施設が入っている。そう考えると、名前がオガールプラザというふうに命名されておまして、岩手県の紫波町です。開設してから年間80万人ほどの人が訪れている商業施設を見ながら利用しているということでございます。それをまねすればいいというわけではなくて、これはこの紫波町のつくられた経過をまねしなさいというふうなお話が出てまいりました。いわゆる図書館でも前々から言われていました。子供たちのいわゆる食事できるスペースはないとかいろいろなことがございますし、体育館の近くに大会があっても食事するところがないとかいろんな指摘がございました。そこにいわゆる商業施設を兼ねた役場庁舎があってもいいのではないかと。その役場庁舎で稼ぐことができれば少しでも役場庁舎の返済に回せるのではないかと。というふうな考え方があります。そんなところを提案したいのですけれども、いかがでしょうか、総務課長。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

ご指摘のとおり、ライフラインの維持管理に係る将来的なコストあるいは社会福祉対策に係るコストは、増大の傾向にあらうかと思っております。そのための手だてということになるわけですが、具体的に庁舎からの財源を生む方策ということにつきましては、今のところ全くそういう検討案は上がっておりませんでした。考え方、全般的な意味合いでの考え方、財政運営という視点に立つてのお話をさせていただきたいと思いますが、まず昨年度最終年度といたしまして、大規模のいわゆる箱物と言われる施設整備、社会資本総合交付金事業で各地区のまちづくりセンターあるいは防災関連施設等の整備が完了できました。また、今年度着手したわけでありましたが、消防庁舎改築につきましても財源のめどが立ったところで現在工事が進められておるという状況でございます。これからの重要施策の1つに挙げられます役場庁舎の改築につきましては、今回補正予算にも委託料上げさせていただいておりますが、というのも7月に職員で構成する庁舎改築プロジェクトを立ち上げまして、そういったところでの議論等踏まえまして、今年度中を一つのめどとしまして補助事業あるいは起債、いずれかにならうかと思いますが、その活用を前提とした財源としまして改築基本計画を策定する予定であります。庁舎の完成は、今のところ平成32年度を目指しております。その他の施設のうち特に多額の経費が想定されるのが橋梁の維持管理であります。これにつきましては、平成24年度に策定しました長寿命化修繕計画に基づく維持補修工事あるいは修繕を計画的に実施しておるところであります。冒頭ありました施設全体の将来的なコストにつきましては、ご案内のとおり平成28年度末に公共施設等総合管理計画を策定しまして、今後の課題となってくるわけですが、引き続き今度は基本計画から個別の実施計画の策定へと移行していきます。これも国のほうから義務づけられているというふうなことがございますので、今後その施設の維持管理、長寿命化に向けたコスト削減ということも一つの狙いとした個別計画の策定に向けた取り組みをするということでもあります。財政的には、新たな地方公会計への対応に取り組みまして、将来的な財政の安定運営、健全化に努めていこうというものでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 7番、阿部満吉議員。

7番（阿部満吉君） どうしても自治体の公共性のある建物となると生産性はないわけですが、でも最初の壇上での質問の中で自治体経営というふうに申し上げました。いわゆるこれからの自治体は、ある程度のいわゆる生産性のあることをやらなければ、後継者というよりも子供たちにツケを回すだけが、税金を使ってツケを回すだけになってしまっ、かえって子供たちの地元離れが進むのかなというふうに危惧されます。今後の建物は、やはり生産性のあるもの、生産性のある政策が必要かと思います。そういう意味で、役場庁舎にいろんな食を発信する商業施設、地元の食だけでなく、いろんな商業施設が民間で入っていただければそれなりの生産性のある建物になると思いますし、今ある交流促進株式会社でもいわゆる委託するだけではなく、逆に家賃をもらえるぐらいに頑張っていいただければ今後とも遊佐町の雇用もふえるし、若者も残ってくれるというようなことが希望的な観測として考えられます。ぜひそのような政策につなげていただければと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 遊佐町の自治体は、まさに経営です。そんな放漫経営はできないというような形にしていますので、私は無駄な支出は省くように、なるべく民間から事業をやってもらおうようにという基本的にそういう経営のつもりで遊佐町の財政を運営してきたところであります。

実は2つあるのです、今遊佐町将来抱えている課題は。庁舎もそうです。そして、それは町民の皆さんのいわゆる会議を持っていろいろな要望を聞きます。

あとはもう一つあるのです、パーキングエリアタウン。あそこを遊佐町のよそに対してやっぱり売る。そして、それは活性化の拠点。いわゆるそれをただ産直だけでなく、パーキングエリアのタウンとしてやっぱり整えたいと。こんな大きな構想があるわけですから、両方に二兎を追ってしまうとなかなか大変かなという思いをしています。行政は、今30億円という話聞いてびっくりしました。庁舎にそんな30億円、建てるつもりなんか私は全くありません。これから人口が、今10年後1万2,000人、その10年後になればまた少し減るわけで、そのようなときに今のこの規模、役場床面積で今7,000平方メートルはです、このエリアが、防災センター除いて。そうすると、そのような大きくなったときに、果たして将来維持管理できるかということも含めて考えていかなければならないでしょうし、もう一つは福祉、福祉の拠点の合築という形も考えていかなければならないのかな。そんな思いしていますので、木造ではありながらRCを挟みながらふやしていくという形ができる形を想定をしていましたときに、坪100万円以上の建物は全く考えておりません。今ほかよそでもコンクリートで何階建てでも100万円ぐらいでしょうか。加計学園は150万円もかかったのだというお話伺っていますけれども、そんなに高いものではないなという思いでいますと、面積を掛ければ大体幾らという想定の方ができるわけでありまして、また必死に基金をまず4億円まで何とか庁舎の建てかえ基金つくってききました。今年度中何とか目標として5億円まで積み上げたいと。6億円になれば3分の1補助もらえば18億円のものはそんな後年度負担をやらないでも建てられるような町をつくり上げたいと思っていますので、地域で利益をもたらすところには、要はこれから高速道路の進捗状況でもあるわけです。パーキングエリアタウンに徹底してそれら等の施設を整えるというような構想を将来的に持っていかなければならないと、このように思っています。

以上であります。

議 長（堀 満弥君） これにて7番、阿部満吉議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

あす9月6日午前10時まで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後3時45分）